

官
禁
號
外

大正十年二月二十七日

印 刷 局

- | | | |
|------|--|--|
| 第一 | 民事訴訟費用法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會/續(委員長報告) |
| 第二 | 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | 大正十年二月二十六日 |
| 第三 | 刑事訴訟費用法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第四 | 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | 第一讀會 |
| 第五 | 大正八年豫備金支出ノ件 | 大正八年豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件 |
| 第六 | 大正八年豫備費支出ノ件 | 大正八年豫備費支出ノ件 |
| 第七 | 大正八年度大正三年臨時事件 | 大正八年度大正三年臨時事件 |
| 第八 | 豫備費外ニ於テ豫算外支出ノ件 | 豫備費外ニ於テ豫算外支出ノ件 |
| 第九 | 大正八年度帝國鐵道特別會計 | 大正八年度帝國鐵道特別會計 |
| 第十 | 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 |
| 第十一 | 大正九年勅令第四百八十五號(承諾ヲ求ムル件)(貴族院送付) | 大正九年勅令第五百三十四號(承諾ヲ求ムル件) |
| 第十二 | 水產會法案(政府提出) | 水產會法案(政府提出) |
| 第十三 | 第一讀會/續(委員長報告) | 第一讀會/續(委員長報告) |
| 第十四 | 市町村教育費ノ整理ニ關スル建議案(井上角五郎君外十三名提出) | 市町村教育費ノ整理ニ關スル建議案(井上角五郎君外十三名提出) |
| 第十五 | 徵兵令事務施行細則改正ニ關スル建議案(植原悅二郎君提出) | 徵兵令事務施行細則改正ニ關スル建議案(植原悅二郎君提出) |
| 第十六 | 產業組合法及重要物產同業組合法改正並同組合振興ニ關スル建議案(土井権大君提出) | 產業組合法及重要物產同業組合法改正並同組合振興ニ關スル建議案(土井権大君提出) |
| 第十七 | 成年調查ニ關スル建議案(奥村安太郎君外一名提出) | 成年調查ニ關スル建議案(奥村安太郎君外一名提出) |
| 第十八 | 石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建議案(高野毅君提出) | 石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建議案(高野毅君提出) |
| 第十九 | 特別市制促進ニ關スル建議案(作間耕造君外五名提出) | 特別市制促進ニ關スル建議案(作間耕造君外五名提出) |
| 第二十 | 多摩川改修費及水源涵養費國庫支辨ニ關スル建議案(秋本喜七君外二名提出) | 多摩川改修費及水源涵養費國庫支辨ニ關スル建議案(秋本喜七君外二名提出) |
| 第二十一 | 多摩川改修費及水源涵養費國庫支辨ニ關スル建議案(高木正年君外六名提出) | 多摩川改修費及水源涵養費國庫支辨ニ關スル建議案(高木正年君外六名提出) |
| 第二十二 | 免囚差別待遇撤廢ニ關スル建議案(鈴川盛貞君提出) | 免囚差別待遇撤廢ニ關スル建議案(鈴川盛貞君提出) |
| 第二十三 | 救世軍補助ニ關スル建議案(横山勝太郎君提出) | 救世軍補助ニ關スル建議案(横山勝太郎君提出) |
| 第二十四 | 科學知識普及ニ關スル建議案(鈴木錠藏君提出) | 科學知識普及ニ關スル建議案(鈴木錠藏君提出) |
| 第二十五 | 遠美鐵道速成ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外五名提出) | 遠美鐵道速成ニ關スル建議案(松浦五兵衛君外五名提出) |
| 第二十六 | 大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案(西村正則君外八名提出) | 大垣、大野、金澤間鐵道速成ニ關スル建議案(西村正則君外八名提出) |
| 第二十七 | 農商務省所管事務政府委員被仰付 | 農商務省所管事務政府委員被仰付 |
| 第二十八 | (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)一昨二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ | (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)一昨二十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ |
| 第二十九 | 國有土地森林原野下戻ニ關スル法律案 | 國有土地森林原野下戻ニ關スル法律案 |
| 第三十 | 戶狩權之助君 | 戶狩權之助君 |
| 第三十一 | 宮古啓三郎君 | 宮古啓三郎君 |
| 第三十二 | 遠澤良吉君 | 遠澤良吉君 |
| 第三十三 | 來太郎君 | 來太郎君 |
| 第三十四 | 鈴木嚴君 | 鈴木嚴君 |
| 第三十五 | 川口誠三郎君 | 川口誠三郎君 |
| 第三十六 | 清峯太郎君 | 清峯太郎君 |
| 第三十七 | 日野辰次君 | 日野辰次君 |
| 第三十八 | 長峰與一君 | 長峰與一君 |
| 第三十九 | 三善清之君 | 三善清之君 |
| 第四十 | 成田直一郎君 | 成田直一郎君 |
| 第四十一 | 阿部武智雄君 | 阿部武智雄君 |
| 第四十二 | 鶴澤宇八君 | 鶴澤宇八君 |
| 第四十三 | 小池仁郎君 | 小池仁郎君 |
| 第四十四 | 渡邊昭君 | 渡邊昭君 |
| 第四十五 | 長場龍太郎君 | 長場龍太郎君 |
| 第四十六 | 第一讀會/續(委員長報告) | 第一讀會/續(委員長報告) |
| 第四十七 | 公有水面埋立法案 | 公有水面埋立法案 |
| 第四十八 | (以上二月二十五日提出) | (以上二月二十五日提出) |

貯蓄銀行法案 政府提出)

第一讀會

貯蓄銀行法

貯蓄銀行法案

第一條 左ニ掲タル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

複利ノ方法ニ依リ預金ヲ受入ルコト

一 回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入ルコト

三 豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内

ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト

四 期限ヲ定メ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受

定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受

入ルルコト

貯蓄銀行ニ非サルモノハ前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

但シ貯蓄銀行ニ非サル銀行カ預金取引ヲ有スル者ヨリ其ノ者トノ取引ノ結果生シタル十圓未滿ノ金額ヲ

其ノ預金ニ受入レ又ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲スヘキ

預金取引ヲ有スル者ヨリ十圓未滿ノ金額ヲ其ノ預金

ニ受入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 貯蓄銀行業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非

サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款及業務

ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大

臣ニ提出スヘシ

第三條 貯蓄銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式

會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第四條 貯蓄銀行ハ其ノ商號中ニ貯蓄銀行ナル文字

コトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條 貯蓄銀行ハ第一條第一項ノ業務ノ外左ニ掲

タル業務ヲ併セ營ムコトヲ得

一 定期預り金

二 保護預り

三 債權ノ取立

四 公共團體又ハ産業組合ノ金錢出納事務ノ取扱

ヲ得ス

第五 公共團體又ハ産業組合ヨリノ要求拂預り金

第六條 貯蓄銀行ハ本法ニ規定セサル業務ヲ營ムコト

度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分一

ケタル手形ノ買入高ノ總額ハ第一條第一項及第五

條第一號第五號ニ規定スル受入金ノ十分ノヲ限

度トシ且該銀行ノ拂込資本金及準備金ノ四分一

ヲ超ユルコトヲ得ス但シ其ノ總額中國債其ノ他第十

三屬スル契約ニ基ク権利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シ

タル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約

ノ屬スル業務ニ限りノヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條 貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條

第一項第一號第二號ノ預金取引ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 貯蓄銀行ハ第一條第一項及第五條第一號ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スベシ但シ供託金額中

受入金額ノ四分一ヲ超ユル額ニ付テハ第十一條第一項第一號ノ有價證券ヲ以テ國債ニ代フルコトヲ得

前項ノ受入金額ハ毎半年末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第十條 預金者及第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル

給付金ノ債權者ハ其ノ預金及給付金ニ關シテハ前

條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債及有價證券ニ付他

ノ債權者ニ先チ辨済ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十一條 貯蓄銀行ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ資金

ヲ運用スルコトヲ得ス

一 國債、地方債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買

入人

二 國債其ノ他前號ニ掲タル有價證券ヲ質トスル貸付

三 不動產ヲ抵當トスル貸付

四 預金者ニ對シ其ノ預金額ヲ限度トスル貸付

五 第一條第一項第四號ノ規定ニ依ル給付金ノ債

權者ニ對シ其ノ給付金額ヲ限度トスル貸付

六 銀行ヘノ預ヶ金又ハ郵便貯金

七 銀行引受手形ノ買入

前項ニ規定スル社債及株式ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ

主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 貯蓄銀行ノ所有シ又ハ貸付金若ハ預ヶ金

ノ擔保トシテ受入ルル一會社ノ株式ハ該會社ノ總株

式ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 一人ニ對スル貸付金額ハ拂込資本金及準

備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條第一項第五號ノ貸付金額中既ニ受入レタ

ル金額ヲ超過スル額ニ付テハ確實ナル擔保又ハ保證

アルコトヲ要ス

第十四條 一銀行ニ對スル預ヶ金及其ノ銀行ノ引受

ム

第七條 貯蓄銀行カ貯蓄銀行ノ營ムコトヲ得サル業務

三屬スル契約ニ基ク権利義務ヲ合併ニ因リテ承繼シ

タル場合ニ於テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約

ノ屬スル業務ニ限りノヲ繼續スルコトヲ妨ケス

第八條 貯蓄銀行ハ小切手ニ依リ支拂ヲ爲ス第一條

準用ス

第十五條 貯蓄銀行カ其ノ財產ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一條第一項及第五

條第一號第五號ノ規定ニ依ル契約ニ基ク銀行ノ債

務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任

登記後二年間仍存續ス

第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 定款ヲ變更セムトスルトキ

二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

三 代理店ヲ設置セムトスルトキ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法

ヲ制限シ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 貯蓄銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十八條 主務大臣ノ免許ヲ受ケシテ貯蓄銀行業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 左ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條 第二條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

一 第六條、第八條、第九條、第十一條乃至第十四

條及第十六條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十六條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シ

タル命令ニ違反シタルトキ

第三條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十

圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 本法ニ別段ノ規定ヲ設ケサル事項ニ付テ

ハ銀行條例ニ依ル

第二十二條 貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ム

所ニ依リ營業稅額ノ一分ノ一ヲ免除ス

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第二十四條 貯蓄銀行條例ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ト看做ス

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分其ノ他ノ行為ハ本

法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十五條 前條第二項ノ貯蓄銀行ノ資本金ニ付テ
ハ本法施行後五年ヲ限り仍舊法ニ依ル

第二十六條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行ニシテ現
三其ノ商號中ニ貯蓄銀行又ハ貯金銀行ナル文字ヲ
用ウルモノニ限り第四條第一項ノ規定ニ拘ラス仍其
ノ商號ヲ用ウルコトヲ得

第二十七條 第二十四條第二項ノ貯蓄銀行カ第九
條ノ規定ニ依リテ爲スキ供託ニ付テハ本法施行後
二年ヲ限り仍舊法ニ依ル但シ其ノ期間内ニ於テ新ニ
供託ヲ爲ス場合ニ於テハ第一條第一項ノ規定ニ依リ
受入レタル金額ノ四分之一迄ハ國債ニ限ル

第二十八條 本法施行前貯蓄銀行ノ爲シタル契約ニ
シテ本法ニ依リ貯蓄銀行ノ爲スコトヲ得サル業務ニ
屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約
ニ屬スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條 本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル
公債、社債又ハ株式ニシテ第十一條第一項第一號ノ
規定ニ依リ應募、引受又ハ買入ヲ爲スコトヲ得サルモ
ハ本法施行後三年ヲ限り仍之ヲ所有スルコトヲ得
本法施行ノ際現ニ貯蓄銀行ノ所有スル株式ニシテ第

十二條ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユルモノニ付テハ本法
施行後三年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十條 本法施行ノ際一銀行ニ對スル預ケ金及
其ノ銀行ノ引受ケタル手形ノ買入高ノ總額カ第十四
條第一項ノ規定ニ依ル限度ヲ超ユル場合ニ於テハ本
法施行後二年内ニ之ヲ其ノ限度ニ適合セシムヘシ

第三十一條 貯蓄銀行ノ取締役ニシテ本法施行前退
任シタル者ノ財蓄銀行條例第三條ノ規定ニ依ル責任
ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十二條 本法施行前貯蓄銀行條例第一條ノ事
業ヲ廢止シタル者ハ既ニ締結シタル契約ノ完了スル迄
仍其ノ契約ノ屬スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ貯蓄銀行條例第三條乃至第六條
ノ二及第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 本法施行ノ際貯蓄銀行ニ非スシテ現ニ
大正四年法律第二十三號附則第四項ノ規定ニ依リ
本法第一條第三號第四號ノ業務ヲ繼續スル
者ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

銀行條例中改正法律案(政府提出)

第一讀會

銀行條例中改正法律案

第二條ノ五中「貯蓄銀行條例第一條ノ事業」ヲ「貯
蓄銀行法第一條第一項ノ業務」ニ、「貯蓄銀行條例第三
條乃至第六條ノ二及第九條ノ二」ヲ「貯蓄銀行法第九

條第十條、第十五條及第十九條」ニ、「同法第三條及
第九條」ヲ「同法第十五條及第十九條」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前第二條ノ五ノ規定ニ依リ貯蓄銀行條例第
一條ノ事業ニ屬スル契約ニ基ク權利義務ヲ承繼シタル
銀行ニ關シテハ其ノ契約ノ屬スル事業ニ付仍從前ノ例
ニ依ル

(國務大臣子爵高橋是清君登壇拍手)

○國務大臣(子爵高橋是清君) 只今上程ニナリマシタル
兩案ニ對シテ説明ヲ致シマス、貯蓄銀行ハ零碎ナル資金ヲ
確實ニ安全ニ保管蓄積シテ、國民ノ貯蓄ヲ獎勵スルコトヲ
以テ其目的ト致スモノゴザイマシテ、公益慈善ノ性質ヲ有
シ居テ、普通銀行ガ一般經濟界ニ於ケル金融ノ媒介、
乃至商工業資金ノ運用利殖ヲ任ト致スモノトハ、全ク其
職能ヲ異ニ致シテ居ルニアリマス、故ニ其監督ニ就キマシ
テモ、普通ノ銀行ニ較ベマスレバ、嚴格周到ナルヲ要スル次
第ニアリマシテ、其業務範囲放資ノ方法等ニ關シテ、相當
制限ヲ設ケルノ必要ガアルニアリマス、然ルニ現行貯蓄銀
行條例ハ其制定後幾多ノ改正ヲ經マシテ、漸次其特色ヲ
失フニ至リマシテ、現在ニ於テハ「貯蓄銀行ハ、當然普通銀
行ノ業務ヲ經營スルコトヲ得ルヤウニナッテ居リマシテ、其業
務ノ範圍、及資金運用ノ方法等ニ關シマシテ、何等ノ制限
ガゴザイマセヌ、故ニ其受入レマシタ所ノ零碎貯蓄預金ハ、
他ノ一般ノ商業資金ト何等ノ區別モナク、一樣ニ商工業
者ノ資金ニ運用セラレテ、或ハ不確實ナル擔保ニ對シ、又ハ
全ク無擔保ノ貸出ヲ無シ、甚シキハ一人ニ對シテ銀行ノ運
命ヲ左右スル如キ多額ノ貸出ヲ爲シタリ、或ハ所謂親銀行
ノ預金吸收機關トナリマシテ、其預金ノ殆ド全部ヲ親銀行
ニ預入レテ、其親銀行ト運命ヲ共ニスルモノガ生ジタヤウナ
譯デアリマシテ、是等ハ寛ニ遺憾トスル次第ニアリマス、近時
貯蓄銀行ノ取付ヤラ乃至破綻ノ多キハ、其原因固ヨリニ
シテ足ラズト雖モ、是等ニ原因固スルモノガ其多キヲ占メテ居
ルニアリマス、是等ハ固ヨリ銀行業者ノ經營其宜シキヲ
得ザルニ因ルモノニアリマスケレドモ、又貯蓄銀行ニ關シマ
スル銀行法規ノ上ニ於テ、缺陷ガアルモノニ基クノモ亦大ナ
ルモノト信ズルニアリマス、仍テ今回貯蓄銀行條例ニ改正
ヲ加ヘマシテ、業務ノ範圍ヲ限定致シ、資金運用ノ方法ヲ
制限致シ、擔保供託ノ割合ヲ増加スル等、幾多ノ改善ヲ施
シマシテ、零碎資金保管ノ機關ト致シ、能ク其職能ヲ發揮
セシメント欲スルニアリマス、而シテ此改正條項ハ甚ダ多
イノニアリマスガ爲メニ、此際寧ロ貯蓄銀行條例ナルモノヲ
廢シマシテ、新ニ貯蓄銀行法ヲ制定スルヲ便利ナリト認メマ
シマス爲メニ、大正四年ノ法律第十六號中ニ改正ヲ加ヘマ
シテ、一億八百万圓トアルノヲ七百万圓増シマシテ、一億
千五百万圓ト改ムト云々案件デゴザイマス、委員會ハ慎重
審議ノ末、滿場一致ヲ以テ可決致シマシテ、此段御報告申
上げマス(拍手起立)

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勤君 兩案ヲ一括シテ、委員ノ數ハ特ニ十八名ト
シ、議長ニ於テ指名アランコトヲ望ミマス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
シテ居テ、普通銀行ガ一般經濟界ニ於ケル金融ノ媒介、
乃至商工業資金ノ運用利殖ヲ任ト致スモノトハ、全ク其
職能ヲ異ニ致シテ居ルニアリマス、故ニ其監督ニ就キマシ
テモ、普通ノ銀行ニ較ベマスレバ、嚴格周到ナルヲ要スル次
第ニアリマシテ、其業務範囲放資ノ方法等ニ關シテ、相當
制限ヲ設ケルノ必要ガアルニアリマス、然ルニ現行貯蓄銀
行條例ハ其制定後幾多ノ改正ヲ經マシテ、漸次其特色ヲ
失フニ至リマシテ、現在ニ於テハ「貯蓄銀行ハ、當然普通銀
行ノ業務ヲ經營スルコトヲ得ルヤウニナッテ居リマシテ、其業
務ノ範圍、及資金運用ノ方法等ニ關シマシテ、何等ノ制限
ガゴザイマセヌ、故ニ其受入レマシタ所ノ零碎貯蓄預金ハ、
他ノ一般ノ商業資金ト何等ノ區別モナク、一樣ニ商工業
者ノ資金ニ運用セラレテ、或ハ不確實ナル擔保ニ對シ、又ハ
全ク無擔保ノ貸出ヲ無シ、甚シキハ一人ニ對シテ銀行ノ運
命ヲ左右スル如キ多額ノ貸出ヲ爲シタリ、或ハ所謂親銀行
ノ預金吸收機關トナリマシテ、其預金ノ殆ド全部ヲ親銀行
ニ預入レテ、其親銀行ト運命ヲ共ニスルモノガ生ジタヤウナ
譯デアリマシテ、是等ハ寛ニ遺憾トスル次第ニアリマス、近時
貯蓄銀行ノ取付ヤラ乃至破綻ノ多キハ、其原因固ヨリニ
シテ足ラズト雖モ、是等ニ原因固スルモノガ其多キヲ占メテ居
ルニアリマス、是等ハ固ヨリ銀行業者ノ經營其宜シキヲ
得ザルニ因ルモノニアリマスケレドモ、又貯蓄銀行ニ關シマ
スル銀行法規ノ上ニ於テ、缺陷ガアルモノニ基クノモ亦大ナ
ルモノト信ズルニアリマス、仍テ今回貯蓄銀行條例ニ改正
ヲ加ヘマシテ、業務ノ範圍ヲ限定致シ、資金運用ノ方法ヲ
制限致シ、擔保供託ノ割合ヲ増加スル等、幾多ノ改善ヲ施
シマシテ、零碎資金保管ノ機關ト致シ、能ク其職能ヲ發揮
セシメント欲スルニアリマス、而シテ此改正條項ハ甚ダ多
イノニアリマスガ爲メニ、此際寧ロ貯蓄銀行條例ナルモノヲ
廢シマシテ、新ニ貯蓄銀行法ヲ制定スルヲ便利ナリト認メマ
シマス爲メニ、大正四年ノ法律第十六號中ニ改正ヲ加ヘマ
シテ、一億八百万圓トアルノヲ七百万圓増シマシテ、一億
千五百万圓ト改ムト云々案件デゴザイマス、委員會ハ慎重
審議ノ末、滿場一致ヲ以テ可決致シマシテ、此段御報告申
上げマス(拍手起立)

○岩崎勤君 本案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告申
上通り可決確定アランコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕
○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセ
スカ

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕〔聲起ル〕
○議長(奥繁三郎君) 仍テ本案ハ委員長報告ノ通り可
決確定致シマシタ、次ハ大正九年法律第十二號中改正法
律案、明治四十年法律第二十一號中改正法律案ノ兩案
ヲ一括シテ此第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長坂本素魯
哉君

大正九年法律第十二號中改正法律案(政 府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

明治四十年法律第二十一號中改正法律案(政 府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

報告書

一大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年二月二十六日

大正九年法律第十二號中 改正法律案委員長

坂本素魯哉

衆議院議長奥繁三郎殿

報告書

一明治四十年法律第二十一號中改正法律案(政府
提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年二月二十六日

大正九年法律第十二號中 改正法律案委員長

坂本素魯哉

衆議院議長奥繁三郎殿

〔坂本素魯哉君登壇拍手起ル〕

○坂本素魯哉君 大正九年法律第十二號中ノ改正案
對シマシテ、委員會ノ經過ヲ御報告申上ダマス、臺灣ニ於キ
マシテハ、從來個人ノ所得ニ對シマシテハ課稅ガ無カッタ/
デアリマス、然ルニ本年ノ四月一日ヨリ、個人所得ニ對シマ
シテ課稅致シマスコトニ依テ、大正九年ノ法律第十二號
ノ一部ヲ改正致シ、課稅ノ重複ヲ避ケルト云フノが最大

大正九年法律第十二號中改正法律案

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕〔聲起ル〕

案ノ第一讀會ヲ開キマス

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

〔第二讀會(確定議)〕

大正九年法律第十二號中改正法律案外三件委員長
治安警察法中改正法律案外三件委員長

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第二項中「女子及」ヲ削ル

第二十三條第二十四條第二十六條第二十七條第二
十八條及第二十九條中「輕禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ム

ノ理由ヲアルノアリマス、サウシテ第二番目ニハ朝鮮、臺
灣、關東州、樺太、又ハ内地ノ法人ノ合併ヲ爲シタル場合ニ
於テ、合併ヲシタ方ニ課稅スベキモノデアルカ、被合併ヲシタ
方ニ課稅ラズスペキモノデアルカト云フコトニ就キマシテ、之ヲ
決定致シタノデアリマス、是ハ合併ヲシタ方ニ課稅スベキモノ
ト規定ヲ致シタノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテ之ヲ正
當ト認メタノデアリマス、併シ憲政會ノ鶴澤君ヨリ此改正ニ
就キマシテ、政府當局者ニ斯ノ如キ質問ガアリマシタ、ソレ
ハ第一三法人ノ所得ハ臺灣ノ現状ニ適シテ居ルヤ否ヤ、サ
ウシテ課稅ノ結果ハ如何ナル所ノ收入ガアルヤ否ヤ、第三
番ニハ思想上ニ影響ヲ及ボスコトガナイカト云フコトアリ
タノデアリマス、之ニ對シマシテ政府委員ハ答辯シテ曰ク、
思想上ニハ何等ノ影響ナク、又臺灣ノ民度ニ於テモ差支ハ
無イ、而シテ又課稅ハ約ソ二百五十萬圓ノ豫定デアルト云
フ答辯デアタノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ二回ノ
開會ニ依リマシテ、本案ハ滿場一致ヲ以テ可決セラレタノ
デアリマス、サウシテ明治四十年法律第二十一號中ノ改正
案、是ハ樺太ニ於キマシテ、市街宅地稅ヲ收入増加ノ目的
ヲ以テ新タニ起シタノト、又從來直接國稅デアリシ所ノ醫
油稅ト酒造稅ヲ、間接國稅ノ中ニ編入ヲ致シタノデアリマ
スガ、是ハ脫稅ヲ取締ル上ニ於テ最モ必要ナリト云フコトデ
アリマシテ、委員會ニ於キマシテハ、兩案共滿場一致ヲ以テ
可決致シマシテニ就キマシテ、諸君ニ於キマシテモ御贊成ア
ランコトヲ望マス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ
御誼リ申シマス

〔第二讀會ヲ開クニ異議ナシ〕〔呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ナイト認
メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○岩崎動君

兩案ヲ一括シテ直チニ其第二讀會ヲ開キ、

第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレ
ンコトヲ望マス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナリマセヌ
カ

〔異議ナシ〕〔異議ナシ〕〔聲起ル〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ右兩
案ノ第一讀會ヲ開キマス

大正九年法律第十二號中改正法律案

〔第二讀會(確定議)〕

山松壽君外二名提出

第一讀會ノ續(委員長)

報告書

一治安警察法中改正法律案(濱田國松君外一名提
出)

一治安警察法中改正法律案(一宮房治郎君外一名提
出)

一治安警察法中改正法律案(小山松壽君外二名提
出)

一治安警察法中改正法律案(押川方義君外二名提
出)

一治安警察法中改正法律案(押川方義君外二名提
出)

右ハ本院ニ於テ四案ヲ併合シ別紙ノ通修正スベキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十年二月二十三日

報告書

一治安警察法中改正法律案(濱田國松君外一名提
出)

一治安警察法中改正法律案(一宮房治郎君外一名提
出)

一治安警察法中改正法律案(小山松壽君外二名提
出)

一治安警察法中改正法律案(押川方義君外二名提
出)

右ハ本院ニ於テ四案ヲ併合シ別紙ノ通修正スベキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十年二月二十三日

治安警察法中改正法律案外三件委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

宮古啓三郎

第三十條及第三十一條中「重禁錮」ヲ「懲役」ニ改々

官印三貢元登地 执三趨月

○宮古啓三郎君 治安警察法中改正法律案ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、治安警察法中改正法律案ト云フノハ四ツ出テ居ルノニアリマス、即チ濱田國松君外二名提案提出ニナツ居ルノデゴザイマシテ、假リニ之ヲ憲政會案ト稱シマス、終リニモウ一ツハ押川方義君外二名ヨリ御提案ニ相成テ居ルノニアリマシテ、假リニ之ヲ無所屬案ト稱シマス、以上ノ四案ガ委員會ニ御付託ニ相成タノデアリマス、此四案ノ中ニ共通ナルモノガ一點ゴザイマス、ソレハ治安警察法中ノ第五條ノ中テ「女子及」ト云フ三字ヲ削ル、此點ダケガ各案ニ共通ニ相成テ居ルノニアリマス、委員會ニ於キマシテハ小委員會ヲ拵ヘマシテ、此四案ニ就キマシテハツノ修正案ヲ拵ヘタノニアリマス、其修正案ガ委員總會ノ是認スル所ト相成リマシテ可決ニナツノガ、即チ御手許ニ廻シテ居リマス、報告書ニ記載ノ方ガ即チ是ニアリマス、其修正案ナルモノハ、第五條第二項中「女子及」ト云フ文字ヲ削リマスト、ソレカラ治安警察法中ニ「輕禁錮」ト云フコトヲ書イテアリマスノヲ、單ニ「禁錮」ト改メル、ソレカラ又「重禁錮」ト書イテアリマス分ハ之ヲ「懲役」ト改メル、是ダケノ修正ニアリマス、此委員會ニ於キマシテ斯様ニ修正ヲ致シマシタ理由ヲ申上ゲマスレバ、即チ今日迄ハ治安警察法ノ第五條ノ第二項ナルモノガゴザイマシテ、女子ニ對シマシテハ、公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ、若ハ其發起人タルコトヲ得スト云フコトニ規定シテアリマシタノヲ、之ヲ解放致シマシテ、女子ハ公衆ヲ會同スル所ノ政談集會ニ會同スルコトハ差支ガ無イ、又其發起人タルコトモ差支ガ無イ、斯様ニ致ス次第ニアリマス、此詳細ナル理由ニ至リテハ、豫テ各案ニ就キマシテ、各提案ノ趣旨ヲ此演壇ニ於テ御述ニナツテ居リマスカラシテ、諸君ニ於テ既ニ御承知ノ事ニアリマスカラ、私カラハ是ハ繰返シハ致シマセヌ要スル所ハ今日女子ノ教育ガ大ニ進歩發達致シマシテ、男子ト敢テ大ナル差異ハ無イヤウニ立至タノアル、隨シテ又女子ニ對シマシテモ、政治上ノ了解ヲ得セシムルト云フコトハ、立憲治下ノ國民トシテ必要アル斯様ナ趣旨カラシテ、此「女子及」ト云フ文字ヲ削シテ、女子ニ對シテ解放ヲシャウト云フ趣旨デアルノアリマス、即チ此解禁ト申シマスルモノハ、女子ニ對シマスル政治的ノ一進歩ナリト云フコトハ、明カニ申スコトハ出來ルノデゴザイマシテ、軽予是ガ女子ニ對シテ參政權

ヲ認メマスル所ノ、出發點ト相成ルモノト考ヘルノデアリマス、斯様ナ次第ニ委員會ニ於キマシテハ、各案ニ共通デアリマスル所ノ此點ヲ採リマシテ、只今申シタヤウナ修正案ヲ作リマシタ次第ナルノアリマス、此以外ニ於キマシテハ委員會ニ於テハ、皆ナ之ヲ否定致シマシタ次第ニゴザイマスカフ、其否定ヲ致シマシタ理由ノ大要ヲ是カラ申上ゲタイト思ヒマス、治安警察法中ノ第五條第一項ノ第五號「女子」下云フ文字ガアリマスルノヲ削テ、即チ女子ニ對シマシテ、政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ルト云フコトニ致シタイト云フノガ、無所屬案ト國民黨案デアリマス、此點ニ就キマシテ委員會ニ於キマシテハ之ヲ是認シナイ、是認シマセヌ理由ト云フモノハ、成程先刻申シマシタ通り、女子ノ教育ト云フモノガ、今日大ニ進歩發達ヲ致シマシテ居ルニハ相違ナイ、併ナガラ未ダ男子ト同一ノ取扱ヲ受ケキマデニハ進歩シテ居ルトハ認メルコトカ出來ナイ、加之女子ニ對シテハ、亦女子ノ本分ガソレヽアルノデアル、良妻賢母ト致シマシテ家事ヲ料理シテ男子ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムベキ天職ト云フモノガ女子ニハアルノデアリマス、徒ニ男子ト轡ヲ列ベテ政治上ニ狂奔ヲスルト云フコトハ、國家ノ幸福デモナイ、又一家ノ利益ナリトモ認メルコトガ出來ヌノデアル、(拍手)倫敦ニ於キマシテ先年「バンカース」ト云フ婦人ガ多數ノ者ヲ引連レマシテ、市中ノ各人家ノ硝子ヲ壊シツ、アッダト云フコトヲ、私ハ現ニ目撃ヲ致シテ居リマスガ、斯様ナ行動ヲ婦女子カ執ルト云フコトハ、寔ニ苦シク感ズルノデゴザイマシテ、斯様ナ事ハ成タケ女子ニサセナイヤウニシタイト云フノガ、即チ希望デゴザイマス、隨て女子ガ今日政治上ノ結社ニ加入スルト云フコトハ、マダ其時期デハナカラウ、斯様ニ考ヘルノデアリマシテ、ソレガ爲メニ女子ガ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ許スヤウニシタイト云フ此無所屬案、並三國民黨ノ案ニハ、委員會ハ賛成ヲ致サナカヽノデアリマス、其次ニハ第五條中ノ第一項ノ第三號第四號ヲ削リタイト云フノガ、國民黨ノ案デアリマス、第五條第一項ノ第三號ト云フノハ何デアルカト申シマスト、神官、神職、僧侶、其他諸宗教師、是等ノ者ニ對シマシテ、政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ナイト侶、其他諸宗教師即チ宗教家ゴザイマス、此宗教家ニ於ナシテ居リマスノヲ、之ヲ得ルコトニ致シタイト云フノ案デアルノデアリマス、之ニ對シマシテ委員會ニ於キマシテハ、反對ヲ致シタノデアル、其反對ヲ致シタル理由ハ、神官、神職、僧侶、其他諸宗教師即チ宗教家ゴザイマス、此宗教家ニ於ナシテ居リマスノヲ、之ヲ得ルコトニ致シタイト云フノ案デアルノデアリマス、(拍手起ル)徒ラニ俗界ニ入テ政治ノ上ニ狂奔

テスルト云フガ如キ事ハ、是亦採ラザル所デアルト思フノアリマス、ソレデアリマスカラ、斯ノ如キ宗教家ガ政治上ノ結社ニ加入シテ政治ニ狂奔スルト云フコトハ、今日其時機ニ非ズ、斯様ニ考ヘマシテ反對致シマシタノデアリマス、ソレカラ第四號ノ方ハ官立、公立、私立學校ノ教員、學生、生徒、是等ノ者ニ對シテ、今日ノ治安警察法ハ政治上ノ結社ヲ許シテ居ラズノデアリマス、國民黨ノ案ハ之ヲ許スコトニ致シタイト云フノ趣意デゴザイマス、之ニ對シマシテモ委員會ハ反對ヲ致シタノデアル、其反對ヲ致シマシスル理由ハ、是ハ教員ト、學生、生徒ノ關係デアリマス、教員ハソレヽ教育ニ熱心スベキモノデアルテ、學生生徒ヲ教養スベキ所ノ地位ニ居ルモノデアル、若シ是等ノ者が政治ニ狂奔スルト云フコトニ相成リマスレバ、其教育ヲ怠ルノ虞ガゴザイマス、ソレカラ又學生生徒ニ於キマシテハ、學業ニ熱心スベキモノデアル所ヲ、政治上(「狂奔カ」ト呼フ者アリ)狂奔スルト云フコトニ(笑聲起ル)相成リマスト云フト、又學生トシテノ本分ヲ怠ルコトニ相成リマス、學業ヲ怠ルト云フ虞ガゴザイマス、即チ狂奔スルコトニ相成ルノデゴザイマスカラ、斯ノ如キ事ハ矢張他ノ適當ナル人ニ委セテ置イテ、教員ハ教育ニ熱心シ、學生生徒ハ學業ニ熱心スルト云フノガ、矢張是レ國家ノ爲メニ幸福デフラウト考ヘルノデアリマシテ、此點ニ於キマシテモ委員會ハ、之ニ贊成ヲ致サナカク次第デアルノデアリマス、其次ニハ治安警察法ノ第十七條ノ問題デアリマス、是ハ本修正案ニ於キマシテハ、一番ノ大問題トナタモノデアリマス、今日マデニモ度ニ議論ガ世間ニ八釜シカツタ所ノモノデアリマス、其十七條ニハドウ書イテアルカト申シマスト云フト、即チ資本家ト勞働者トノ關係デゴザイマシテ、第十七條ハ斯様ニ相成テ居リマス左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然非毀シ又ハ第二號ノ目のヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス、一勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其加入ヲ妨クルコト、二同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇シノ若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト、二勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト、斯様ニ書イテアルノデゴザイマスガ、國民黨案ハ此全部ヲ削除シタイト云フノデアリマス、憲政會ノ案ハ之ヲ全部削除スルコトハ致シマセヌ、第十七條第一項中ノ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス上云フ此點ダケヲ除カウト云フノデアリマス、此點ニ就キマシテ、政府委員ニ對シマシテ種々質問ヲ致シ、而シテ小山松壽君ヨ

リシテ熱心ニ政府ノ回答ヲ求メマシテ、ソレニ對スル政府ハ答辯ヲ致シマシテ、結局自説ヲ主張ゼンコトニ相成ダノデアリマス、ソレハ此第十七條ノ第一項ノ「誘惑煽動」ト云フ文字ノ意義ハ、一體ドウ云フ意義デアルカ、政府ノ解スル所ハ如何ニ見テ居ルノデアルカ、斯様ニ申サレマシテ、ソレニ對シテ政府委員ノ答ハ、此「誘惑煽動」ト云フコトハ、不當三資本家ノ同盟、若ハ労働者ノ同盟ヲ爲ス場合ノコトヲ指スノデアリテ、正當ニ労働者ガ同盟若ハ資本家ガ同盟ヲスルト云フヤウナモノヲ含ムモノデハナイノデアル、畢竟不法性ヲ含ムモノニ非ラズンバ、制裁ヲ與ヘルト云フ次第デハナイノデアル、今日ニ於キマシテモ矢張不法性デナイ限りハ之ヲ許シテ、決シテ之ニ關シテ喙ヲ容レナイノデアル、斯様ニ辯解ヲサレタノデアリマス、勿論小山君等ノ心配スル所ハ、今日労働者ノ権利が益進デン來テ居ルノデアリマスカラシテ、其労働者ニ自由ヲ與ヘタイト云フ御趣意デアリテ、之ヲ不法ニ同盟ヲスル場合ニテモ、許シテヤラウト云フノ御趣意デハナイヤウデゴザイマシテ、畢竟政府ガ左様ニ解釋ヲスル以上ハ、其解釋ニ就キマシテハ滿足ヲサレタノデアリマス、而シテ尙ホ政府ノ方デ是カラ後子労働組合法、ソレカラ労働爭議法ト云フヤウナモノヲ排ヘルト云フヤウナ意思ノアルコトヲ確イマシテ、其労働組合法若ハ労働爭議法ト云フヤウナモノガ出レバ、隨テ此第十七條ノ第一項ニアル、「誘惑又ハ「煽動」ト云フヤウナ文字ノ解釋モ明カニナルコトデアリテ、自然ニ解決ガ著クコトデアル、斯様ニ信ジテ政府ノ言フ所ニ信賴ヲシテ、自説ヲ主張セヌコトニ致シテ、小委員會デ決定シマシテ、ソレテ居手許ニ廻シテ居ル所ノ修正案ニ同意ヲスルト、斯様ノコトニ言明ヲ致サレタノデアリマス然ル以上ハ殘ル所ハ國民黨案ダケアリマス、此國民黨ノ案ニ於キマシテハ、十七條ノ全部ヲ削除スルト云フコトハ、依然トシテ維持サレテ居ルノデアリマス、然ルニ此十七條ト云フモノノ全然削除スルト云フコトガ、善イカ惡イカト云フ問題ニ相成リマスルト云フト、今日ノ場合ニ於テ之ヲ削除スルト云フコトニ致シマスレバ、到底共同ノ安寧秩序ヲ維持スルト云フコトハ出來ナイト云フコトハ、政府ニ於テ言明スル所デアリマス、(ノウ)「ト呼フ者アリ)第十七條ノ第一項ニハ「暴行脅迫シ若ハ公然誹謗シ云々ト云フコトガアルノデアリマシテ、斯様ニ三ツ掲ケテアル、即チ資本家ノ同盟若ハ労働者ノ同盟、若ハ資本家ノ方ノ時間ノ關係、貨銀ノ關係、是等ノ爲メニ團體ヲ作ルトカ、若ハ承諾ヲ強ユルトスウ云フヤウナコトノ爲メニ、暴行、脅迫、誹謗、斯様ナコトヲ致シテ宜イト云フ理窟ハ、到底是ハ解スルコトハ出來ナイノデアル、而シテ勿論是ガ他ノ法律ニ於テ、十分ニ取締ノ出來ルモノデアルト

云フコトガアレバ、格別デアルケレドモ、斯様ナコトハ到底シテ頻リニ御述ニナタノアリマスカ、此刑法ニアリマスルハ是ハ親告罪ニナフテ居リマスル所ノモノガ、即ち此暴行、謀殺は等ノモノアリマシテ、親告罪ニ相成テ居リマスルモハ、親告罪ヲ待タヌケレバ之ヲ制裁スルコトハ出來ナイノアル、而シテ本件ノ如キ場合ニ於テハ親告ハ容易ニシナイヤルト云フコトハ出來ナイノアル、ソレデゴザイマスカラシテ今日ノ場合ニ於テハ、之ヲハ然撤廈ヲスルト云フコトハ、到底取締ガ付カヌモコトニ相成ルノアル、況ヤ又脅迫ト云フヤウナコトニ就キマテハ、勿論之ガ取締ヲ容易ニスルト云フコトハ出來ナイノアル、ソレデゴザイマスカラシテ今日ノ場合ニ於テハ、之ヲハス所ハ、委員中カラシテ、速ニ労働組合法若ハ労働争議談判ノ提案ヲ、政府ヨリシテスルヤウニ希望スルト云フコトノ希望が出て居リマス、此希望ニ對シマシテハ、政府ニ於テ労働組合法ハ目下産業調査會ニ於テ立案申上ダフテナカタ次第アルノアリマス、茲ニ一言附加ヘテ申上ダフテナカタ次第アルノアリマス、茲ニ一言附加ヘテ申上ダフテナカタ次第アルノアリマスモノハ主ナルモノダケヨリ明フ致サレタノアリマス、斯ノ如キ次第ゴザイマシテ、此ノ提案ヲ、政府ヨリシテスルヤウニ希望スルト云フコトノ希望が出て居リマス、此希望ニ對シマシテハ、政府ニ於テ労働組合法ハ目下産業調査會ニ於テ立案申上ダフテナカタ次第アルノアリマス、茲ニ一言附加ヘテ申上ダフテナカタ次第アルノアリマスモノハ主ナルモノダケヨリ明フ致サレタノアリマス、斯ノ如キ次第ゴザイマシテ、此ノ規定ニ相成シテ居ルノアリマスガ、之ヲ國民黨案ニ於キマシテハ、「屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群集ニシテ安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限スルコトヲ得」ト云フコトニ修正ヲ成シテハ、警察官ガ斯ノ如キ事ヲスルト云フコトヲ得」斯様ナ規定ニ相成シテ居ルノアリマスガ、之ヲ國民黨案ニ於キマシテハ、「屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群集ニシテ安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ警察官ガ斯ニテカル、アル所ヲ、國民黨案ニ於キマシテハ、安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ、警察官ガ斯ニテカル、制限若ハ解散ヲスルト云フヤウナコトハ改メタイトニ云フノアリマス、即チ安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ、警察官ガ斯ノ如キ事ヲスルト云フコトニ書イテナル所ヲ、國民黨案ニ於キマシテハ、安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ、警察官ガ斯ニテカル、制限若ハ解散ヲスルト云フヤウナコトハデハ、モウ迄モ間ニ合ハナイ譯アル、最初ニ於テ安寧秩序セヌヤウニシタイト云フノガ、國民黨案ノ趣意ゴザイマス、ニ於テハ、警察官ガ斯ノ如キ事ヲスルト云フ風ニシテ安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ警察官ハ集會若ハ群集ヲ制限スル為メ必要十場合ニ於テハ、警察官ガ斯ノ如キ事ヲスルト云フコトニ書イテナル所ヲ、國民黨案ニ於キマシテハ、安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ、警察官ガ解散若ハ制限ト云フヤウナコトハデハ、モウ迄モ間ニ合ハナイ譯アル、最初ニ於テ安寧秩序

ヲ柰ス虞ノアル場合、即チ安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナルトニ云フコトニ考へマシテ、此國民黨案ニ贊成ヲ致サナカッタ次第デゴザイマス、モウ一箇條ハ第十條デゴザイマス、此第十條ハ斯様ニ治安警察法ニハ書イテアル「集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ柰シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル」ト云フコトヲ削テシマヒタイト云フノデアリマス、之ヲ言換ヘマスルト云フト、安寧秩序ヲ柰シ若ハ風俗ヲ害スル虞ガアッテモ、警察官ハ其入ノ講談論議ヲ中止スルコトガ出來ナイト云フコトニシタトイト云フノデアリマス、安寧秩序ヲ柰シ、又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル場合ニ、警察官ガ之ニ干渉ガ出來ヌト云フコトデゴザイマシテハ、又公共ノ安寧秩序ヲ維持スルコトガ出來ナイコトニ相成リマスルカラシテ、左様ナ修正ニ同意スルコトハ出來ナイト云フノガ政府委員ノ意見デアリマシテ、又委員會ニ於テモ其政府委員ノ意見ト同一ノ意見ヲ以チマシテ、此修正案ニハ贊成スルコトガ出來ナイ、斯様ニ相成タノデアリマス、其他細カシイ點ハ幾ツモゴザイマスルケレドモ、其細カシイ點ニ就キマシテハ、ドウゾ速記課ニ就テ御覽ヲ願ヒタイト恩ヒマス、故ニ他ノ部分ハ何レモ委員會ニ於テ反対ヲ致シマシテ、御手許ニアリマスル修正案ニ止メタノデアリマス、終リニ一言申上ダマスカ、國民黨案、憲政會案、及無所屬案、何レモ言論集會結社ノ自由ヲ得セシメタイト云フノ御趣意デゴザイマシテ此御趣意ニ對シテハ、吾ニ満幅ノ同意ヲ致スモノデゴザイマス、是等ニ對シテ少シモ異論ヲ挿ムモノデハナイノデアリマス併ナグラ公共ノ安寧秩序ヲ維持シナケレバナラヌ、公共ノ安寧秩序ヲ維持シテ、而シテ國家ノ安泰ヲ圖ラナケレバナラヌト云フコトハ、又同時ニ吾ニハ考ヘナケレバナラヌ次第デゴザイマス、ソレデゴザイマスルカラシテ、公共ノ安寧秩序ノ維持ガ出來ナクテモ構ハナイ自由ヲ得セシメタイト云フコトハ是ハ何人ト雖モ出來ル譯デハチノイデアリマス、左様ナ譯デゴザイマスルカラシテ、此精神ニハ洵ニ異存無イ所アゴザイマスルケレドモ、今日ノ場合ニ於テ、今日ノ程度ニ於テ此御趣意ノヤウニ致スコトニ相成リマスルト、到底公共ノ安寧秩序ヲ維持スルコトガ出來ズ、隨テ國家ノ安泰ヲ圖ルコトガ出来ナイト云フコトデ、吾ニハ洵ニ遺憾デアリマスケレドモ此案ニ反対ヲ致シマシテ、委員會修正ノ通り決定致シマシタ次

第デゴザイマスルカラシテ、此段諒トセラレンコドヲ望ミマス、
(拍手起ル)

○三木武吉君 議長

○議長(奥繁三郎君) 三木君、何デスカ

○三木武吉君 宮古君ノ只今ノ御報告ニ就テ、一言簡單

ニ御尋ヲ致シテ置キタイト思ヒマス

○議長(奥繁三郎君) 宜シウゴザイマス

○三木武吉君 只今宮古君ガ御報告ニナリマシタ事柄ノ

中ニ、女子ニ結社ノ自由ヲ與ヘナイト云フコトニ、委員會ガ御

決定ニナ、タ其理由ト致シマシテ、日本婦人ハ良妻賢母ト

云フ特殊ノ天職ヲ持タルニ居ルノデアル、此良妻賢母クルベ

キ日本婦人カ、溢リニ政治ニ狂奔スルト云フヤウナ事ガア、

テハナラヌカラ、結社ノ自由ハ認メナイノデアルト云フコトヲ

御報告ニナッタヤウゴザイマス、私共ヲ以テ見マスルト云フ

ト、若シ此委員長ノ御報告ノ通リデアルト致シマスルナラバ

日本婦人ハ永久ニ結社ノ自由ヲ得ルコトガ出來ナイト云

フコトニナルノデアリマス(拍手起ル)何トナレバ日本婦人ハ

如何ニ世ノ中カ進歩ヲ致シマシテモ良妻デアリ、賢母デアル

ト云フコトヲ、否認セラル、時代ハ断ジテ無イト思フ(拍手

起ル)サウシテ見マスルト、良妻賢母ト云フ天職ヲ持タシテ

居ル、日本婦人——良妻賢母タルベキ日本婦人ハ結社ノ自

由ヲ得ラレナイ、選舉權モ得ラレナイト云フ結論ニナルノデ

アリマスカラ(拍手起ル)羊頭ト呼フ者アリ)私ハ此點ニ就

テ十分ナル委員長ノ御聲明ヲ求メタイ、何故ナラバ私共ノ

同志ハ現ニ普通選舉權ノ獲得ト云フ事ニ就テ努力ヲ致シ

テ居ル、聽テハ婦人ニ選舉權ヲ與ヘナケレバナラスト云フ主

張ヲ爲スベキ時機モ、近キ將來ニアルト信ジテ居リマス、頑

冥度シ難キ原總理大臣ト雖モ、「失敬ナコトヲ言フナ」ト呼

フ者アリ(遠カラズ女子ニ選舉權ヲ與ヘル時機ガアルト云フ

コトノ御言明マデモナサレテ居ル、此頃冥ナル原總理大臣ヲ

賢明ナル宰相トシテ、其指揮ニ甘んゼラレテ居ル政友會ノ

諸君ト雖モ、ヨモヤ將來婦人ニ選舉權ヲ與ヘルト云フコトニ

就テ、永劫末代反對ヲナサルト云フ勇氣ハアルマイト私ハ思

ト致シテ、永劫末代婦人ニ政治上ノ行動ヲ許サザルが如キ

理由ヲ述ベラレルト云フコトハ、其理由其立法ニ於テ、大ナル

矛盾ガアルト私ハ信ジマス、斯ノ如キ時代錯誤ノ暴論ガ委員會ニ於テ委員ノ何人カラカ發言セラレタノデアルカ、或ハ宮古君一個ノ見解トシテ、委員長ノ報告三名ヲ藉リテ此時代錯誤ノ御迷論ヲ爲サレタノデアルカ、御尋ヲシテ置ク必

要ガアルト恩フノデアリマス

○宮古啓三郎君 只今三木君カラ質問ガゴザイマシタ、其質問ノ趣意ハ、女子ニ對シテ結社ノ自由ヲ與ヘタイト云フ

ス(ノウ)「ト呼フ者アリ)何トナレバ憲政會案ノ中ニハ、女子ノ結社ヲ許スト云フ案ハ出テ居ラヌノデアリマス、憲政會案ハ女子ノ政談集會若ハ發起人タルコトヲ許スト云フノデ

アリマシテ、「違フ」と「默テ聽ケ」(ト呼フ者アリ)結社ニハ

加入スルコトヲ許サヌト云フ趣意ヲ以テ、憲政會案ハ出テ居ルノアアリマス(拍手起ル)只今三木君ノ御質問ニ依ル

ト、恰モ女子ニ結社ノ自由マデモ、憲政會ノ方々が許スヤウナ御言葉アリマシタガ、洵ニ奇怪千万ナル事ヲ承ハル次第

アリマス、而シテ委員會ニ於ケル模様如何ト云フコトニアリマスルガ……

〔此時發言スル者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 静肅ニ……

○宮古啓三郎君(續) 委員會ニ於キマシテ種々ノ御議論

ノゴザイマシタ所ヲ、私ハ委員長トシテ紹介ヲ致シタニ止ル

ノデアリマス、決シテ私ハ一個ノ考ヲ以テ申シタノデハゴザイ

マセヌ、此段御承知ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○三木武吉君 只今宮古君ハ、私ノ質問ノ趣旨ヲ御取達

ニナッテ御答辯ニナッテ居ルヤウデゴザイマスカラ、一言申上

ダテ置キマス、私ハ不肖ナリト雖モ、我ガ憲政會ノ提案中ニ

婦人ニ結社ノ自由ヲ與ヘルト云フコトガ掲ゲラレテ居ラナ

イ位ハ、宮古君ノ御指圖ヲ受ケナイデモ、十分ニ承知ヲ致シ

テ居ルノデアリマス、私ハ宮古君ノ御報告ニナリマシタル理

由、即チ良妻賢母ナルガ故ニ——タラザルベカラザルガ故ニ、結社ノ自由ヲ與ヘナイト云フヤウナ御論ガアダツスルナ

ラバ、日本國ノ婦人ハ永久ニ良妻賢母タラザルベカラザルガ

故ニ、永久ニ結社ノ自由ヲ認メルコトガ出來ナイト云フ結

論ニナルガ、ソレデモ宜シテ云フノデアルカ、サウニ云フ時代

錯誤ノ議論ガ委員會ニ出タカ、貴方御自身ノ頭カラ絞り出

セラタノデアルカト云フコトヲ御尋シテ居ルノデアリマス、無

論憲政會ノ案ニ其條項ガ規定セラレテ居ラナイコトハ、承知

ハ致シテ居リマスル、憲政會ハ近キ將來ニ於テ、日本婦人ノ

○三木武吉君 議長(奥繁三郎君) 三木君ニ御注意致シマス、貴方ノ御言葉ハ、成ベク短ク簡明ニ願ヒタイト思ヒマス

○三木武吉君 私ノ生付デゴザイマスカラ、致方ガゴザイマシテ、總テ法律制度ハ……

〔公平々々「適當シテ居ル」ト呼フ者アリ〕

○三木武吉君 只今宮古君が最後ニ述ベラレタル所ノ

婦人ニ結社ノ自由ヲ與ヘナイト云フコトニ就テノ理由ト致シ

メルト云フガ如キハ、聽テハ婦人ニ選舉權ヲ與ヘ、聽テハ婦

人ニ結社ノ自由ヲ與ヘルト云フ、ノ前提ト看ナケレバナ

ラヌノデアリマス、然ルニ一方ニ於テハスノ如キ前提的立法

ヲ爲スニ拘ラズ、一方ニ於テハ結社ノ自由ヲ認メザル理由

トシテ、婦人ハ良妻賢母デアラネバナラスト云フコトヲ理由

致シテ、永劫末代婦人ニ政治上ノ行動ヲ許サザルが如キ

理由ヲ述ベラレルト云フコトハ、其理由其立法ニ於テ、大ナル

デサヘモ其論が無イノニ、マサカ宮古君ガ御年加減ト雖モ之ニ反對ニナルト云フコトハナカラウト思フノデ、御尋シタノデアリマス

〔答辯無用「無用々々「ト呼フ者アリ」〕

○議長(奥繁三郎君) 静ニ……

○宮古啓三郎君 委員會ニ於キマシテハ色々説ガ出マシテ、其說ヲ私ハ御紹介シタノデアルテ、要シマスル所ハ法律ト

云フモノハ、其當時ノ状態ニ適合スルヤウニ作ラナケレバナ

ス(ノウ)「ト呼フ者アリ)何トナレバ憲政會案ノ中ニハ、

女子ノ結社ヲ許スト云フ案ハ出テ居ラヌノデアリ、今日ノ時

代ニ於テ比婦女ニ結社ノ自由ヲ許スト云フコトハ宜シノナ

ト云フ趣意カラシテ、先刻申シマシタ通リノ案ニ致シタノデアリ

ラヌ所ノモノデアル、(ヒヤー)「ト呼フ者アリ)其當時ノ教育

ノ程度ニ適ジテ作ラナケレバナラヌ所ノモノデアル、今日ノ時

マス、將來ニ於テ時機ガ來マシタナラバ、女子ニ對シテ參政

權ヲ與ヘルト云フコトモ無論ゴザリマセウ、結社ノ自由ヲ與

ヘルト云フコトモ無論ゴザリマセウ、今日ノ時代ニ於テハ併

ナガラ左様ニハ參ラヌト云フノデ、是ハ御答ヲシタノデアリマス

來非ナリト云フセノデナイ、其時ト場合ニ依テ適當ナル立法ヲスルノデアル、此理由カラシテ、婦人ニ現在ハ結社ノ自由ヲ與ヘナイノデアルト云フコトヲ言ハレタノアリマス、若シ果シテ其通りノ御論デアルト致シマスレバ、全然私ノ信ジテ居リマスル理由ト一致ヲ致スノデ、私ハ満足ヲ致シマス、併ナガラ宮古君ガ演壇ニ立タレテ委員長トシテ爲サレタル報告ノ中ニハ、其言葉ハ殘念ナガラ無カタノデゴザイマス、若モ日本婦人ニハ結社ノ自由ヲ與ヘナイト云フ結論ニナルカラ、其誤ヲ正サンガ爲メニ、私ハ宮古君ニ御尋ヲ致シタノデアリマス

○宮古啓三郎君 簡單ニ答へマス、「答辯済シノデ居ル」ト呼フ者アリ)三木君ハ御若イ爲メニ、私ノ意ヲ事ガ御分リニナラヌト思ヒマス、私ノ先程申シマシタノハ、委員會ノ狀態ヲ御取次致シタニ止ルノデアリマシテ、即チ多數ノ人ノ言論ノ其容ニ依リマシテ、又其言ヒマシタ所ニ依リマシテ、此結社ノ自由ヲ與ヘヌト云フコトハ、即チ今日ノ女子ノ教育程度ナルモノハ、決シテ男子ト同一ニ取扱フマデノ域ニ達シテ居ルトハ認メルコトが出來ナリ、而シテ女子ト云フモノハ女子ノ本分ガアル、良妻賢母トシテ、家事ヲ料理スル其天職モアルノデアルシ、今日ノ此狀態ニ於キマシテハ、マダ結社ノ自由ヲ許スト云フコトニ致スコトヲ認メラレヌニ依テ、之ニハ贊成スルコトが出來ナイト云フコトデアリマシタ

○議長(奥繁三郎君) 板野友造君

(板野友造君登壇 拍手起ル)

○板野友造君 只今委員長ヨリ委員會ノ結果ヲ御報告ニナリマシタ、此委員會ニ於テ、國民黨提案ノ一部ガ採用セラレマシタルコトハ、洵ニ満足ノ至リテアリマスルガ、其大部分ガ否定ヲサレテ居リマス、委員長御報告ニアリマシタル如ク、國民黨ノ主張ヲ致シマシタ中テ、第五條中ノ政談集會ニ女子ヲシテ加入セシメ、若ハ其發起人タラシメヤウトスル點ハ、國民黨ノ主張モ、委員會ニ於テ容レラレテ居リマス、ソレカラ制裁法ニ涉ル點ニ於テ、輕禁錮ヲ禁錮ニ改メルト云フ國民黨ノ主張モ、委員會ニ於テ容レラレテ居リマスルガ、最モ此改正ヲ叫ビマシタ中テ重キヲ置キマシタ第五條第十七條等ガ、委員會ニ於テ多數ノ反對テ主張ヲ致シマシタ、所謂國民黨案ナルモノヲ維持スルト云アコトヲ爰ニ言明ヲ致シテ置キマス、唯ダ此改正セント欲

シタ主ナル第五條、第十七條ニ就テ、重ネテ一言ヲ致シテ置キマス、是ハ提案ノ理由ヲ説明致シマシタ際ニ申シマシタコトデアリマスルカラシテ、重複致ス點ハ一切之ヲ省キマス、「簡明略ニ願ヒマス」ト呼フ者アリノ第五條ニ於テ私共ハ、我ルベカラサルガ故ニ、結社ノ自由ヲ與ヘナイト言ウノアリマス、若シ此理由が正シケレバ、絶對的ニ如何ナル時代ト雖モ、日本婦人ニハ結社ノ自由ヲ與ヘナイト云フ結論ニナルカラ、其誤ヲ正サンガ爲メニ、私ハ宮古君ニ御尋ヲ致シタノデアリマス

○議長(奥繁三郎君) 板野友造君

(板野友造君登壇 拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 静ニナサイ

○板野友造君(續) ソレハ吾ミモ反對スル點アリマス、ソレカラ第十七條ニ於テ、未ダ政府ニ於テ勞働組合法、或ハ労働ノ争議ニ關スル提案ノ無イコトハ、洵ニ遺憾ニ存ジマスルガ、今ノ時代ニ於テ、此十七條ノ如キハ最モ時代ニ後レタル惡法デアルト信ズルガ故ニ、之ヲ削除シヤウト主張スルノデアリマス、他ノ小サイ點ニ就テハ、前會ニ説明ヲ致シタ通りスルコトヲ言明致シマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 土屋興君

(土屋興君登壇 拍手起ル)

○土屋興君 諸君、私ハ委員會ノ修正案ニ賛成ノ意ヲ表セントスル者アリマス、今回ノ改正ニ際シマシテ、最モ廣汎ナル意味ノ改正ヲ企テラレマシタノハ國民黨案アリマス、而シテ此逐條ノ點ニ就キマシテハ、只今委員長カラ詳細ナル御報告モアリマシタシ、又只今板野君ノ御話ニ依リマスルト、主トシテ第五條ト第十七條ノ點ニ就テ修正案ニ反對ヲ表セラレテ、原案ヲ支持スルト云フコトニ拜聽致シマシタカラ、私ハ第五條ト第十七條ノ點ニ於テ、國民黨ノ御意見ニ反對スル所ノ理由ヲ申上げテ見ヤウト思フノアリマス、此第五條ハ神官、僧侶、其他宗教ニ從事スル者、及學校教員、學生、生徒上云フカ如キ者ニ對シテ、政治上ノ結社ニ加入スルト云フコトヲ禁ジテ居リマスノデ、國民黨ハ之ヲ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ認メントスルノアリマス、又修

正案ニ於テ國民黨下第五條ノ點ニ於テ一致シテ居リマスルノハ、現行法ガ政談及政論ヲ爲ス所ノ場所ニ、婦人ノ出入シ、及之ヲ發起人トナルト云フコトヲ禁ジテ居リマスルノヲシテ首肯セシムルニ足ルノ御意見ヲ拜聽スルコトガ出來ナマス、唯ダ宮古委員長ノ御言葉ノ中ニ頻リニ此狂奔ト云ニ、政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ許サウ、是等ノ者ハ總ジテ其智識ノ上カラ、其思想ノ上カラシテ、之ヲ政治上ノ結社ニ入レルニ於テ、決シテ之ヲ拒ムベキ理由が無イノアリマス、唯ダ宮古委員長ノ御言葉ノ中ニ頻リニ此狂奔ト云フ言葉ヲ用井ラレテ居リマスガ(拍手起ル)吾ミハ斷ジテ是等ノ人ニ政治上ノ結社ノ自由ヲ認メマシテモ、是等ノ狂奔ヲ希フ譯ニアリマセヌ、「ヒヤヒヤ」簡單ト呼ヒ、其他發言スル者多シ、唯タ此自由ヲ認メルノアラ、其狂奔ハ…

○議長(奥繁三郎君) 三枝君静ニナサイ

○議長(三枝彦太郎君) 何デスカ(拍手)

○議長(奥繁三郎君) 静ニナサイ

○板野友造君(續) ソレハ吾ミモ反對スル點アリマス、ソレカラ第十七條ニ於テ、未ダ政府ニ於テ勞働組合法、或ハ労働ノ争議ニ關スル提案ノ無イコトハ、洵ニ遺憾ニ存ジマスルガ、今ノ時代ニ於テ、此十七條ノ如キハ最モ時代ニ後レタル惡法デアルト信ズルガ故ニ、之ヲ削除シヤウト主張スルノデアリマス、他ノ小サイ點ニ就テハ、前會ニ説明ヲ致シタ通りスルコトヲ言明致シマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 土屋興君

(土屋興君登壇 拍手起ル)

○土屋興君 諸君、私ハ委員會ノ修正案ニ賛成ノ意ヲ表セントスル者アリマス、今回ノ改正ニ際シマシテ、最モ廣汎ナル意味ノ改正ヲ企テラレマシタノハ國民黨案アリマス、而シテ此逐條ノ點ニ就キマシテハ、只今委員長カラ詳細ナル御報告モアリマシタシ、又只今板野君ノ御話ニ依リマスルト、主トシテ第五條ト第十七條ノ點ニ就テ修正案ニ反対ヲ表セラレテ、原案ヲ支持スルト云フコトニ拜聽致シマシタカラ、私ハ第五條ト第十七條ノ點ニ於テ、國民黨ノ御意見ニ拘ラズ、依然トシテ選舉權ヲ與ヘナカタ所以ノモノモ、私ノ只今申シマシタ所ノ理由ニ在ルト信ズルノアリマス、然ルニ今日尙ホ參政權ヲ與ヘルト云フコトスラ問題トセラレテ居リマスルノニ、之ニ直チニ政治上ノ結社ニ加入スル所ノ自由ヲ與フルト云フコトハ、私シ到底首肯シ得ザル所アリマス、又教員學生ニ對シマシテ、政治上ノ結社ニ加入スルコトノ自由ヲ認メルト云フコトモ、頗ル考フベキ問題デアルト居リマスルノニ、之ニ直チニ政治上ノ結社ニ加入スル所ノ自由ヲ與フルト云フコトハ、私シ到底首肯シ得ザル所アリマス、當時某政黨ノ如キハ陰ニ之ヲ勸誘獎勵シタ傾信ズルノアリマス、昨年普選問題ノ八金シカタ當時ニ於キマシテ、我國ノ學生ガ普選問題ニ參加シタ形跡ガアルノデアリマス、當時某政黨ノ如キハ陰ニ之ヲ勸誘獎勵シタ傾信ズルノアリマス、又オル博士ノ如キハ、歐羅巴諸國ニ於テ、學生ガ實際政治ニ參加スルト云フコトヲ御話ニ

ナリマシテ、我國ノ學生ガ普選問題ニ參加スルニ至ダト云
コトハ、要スルニ學生ノ進歩デアッテ、我國ノ一大發展デア
ルト云フコトヲ、放言セラレタト云フコトモ耳ニ致シテ居ルノ
デアリマス、而シテ私ハ、是ハ非常ニ誤タ御見解デアルト信
ジテ居ルノデアリマス(「ヒヤー」ト呼フ者アリ)成程歐羅巴
諸國ニ於キマシテモ、學生ガ實際政治ニ參加シタ所ノ歴史
ハ無イデハナイノデアリマス、併ナガラ是ハ概々議會政治ノ
記メラレザル時代カ、若クハ議會政治ト云フモノガ、國民ノ
信望ヲ失タ時ノ場合デアリマス(「ノウー」獨逸ニ例ガアルデヤナイカ)ト呼フ者ア

○議長(奥繁三郎君) 静ニ

○土屋興君(續) 彼ノ露國及匈牙利ノ如キ國家ニ於キマ
シテモ、議會政治ヲ得ンガ爲メニ、學生ガ實際政治ニ參加シ
タ所ノ歴史ハアリマスルケレドモ、議會政治ガ開設セラレマシ
タ以來、學生ガ實際政治運動ト云フモノニ參加シタト云フコ
トノ例ハ無イノデアリマス、之ヲ要スルニ學生ガ實際政治ニ
參加シ、政治運動ニ狂奔スルト云フノ時代ハ、議會政治ノ
現致シマシタラバ、ソレハ國家ノ一大不祥事デアッテ、洵ニ
悲ムベキ事デアリマス、私ハ斯ノ如キ案ガ只今國民黨ニ依テ
テ、主張セラレマシテ結社ノ自由ヲ與ヘントスルガ如キコトガ
今ノ如シト呼フ者アリ)若シ我國ニ於テ斯ノ如キ時代ガ實
現致シマシタラバ、ソレハ要スルニ議會
其物ノ自殺デアッテ、自ラ輕ンブルコトノ基シイモノデアリト
信ズルノデアリマス、私ハ此點ニ於テ反對
シテ居ルノデアリマス、近時學生ガ動モ致シマスルト、結束致
シマシテ昇格運動、其他政治的運動カマシキ舉ニ出ヅルト
云フコトハ、學生ノ爲メニモ國家ノ爲ニモ、洵ニ悲ムベキ事
デアルト信ジテ居ルノデアリマス(「拍手」次ハ第十七條ノ點
デアリマス、是ハ(寛リヤレ餘り早イ)下呼フ者アリ)勞働爭
議ニ關スル所ノ重大問題デアリマス、而シテ國民黨ノ御提
案ノ御趣旨ハ、本條ヲ全部削除セントスルニ在ルノデアリ
マシテ、我國ノ勞働問題ニ對スル所ノ根本方針ト云フモノ
カッタノデアリマス(「ソレハ政友會バカリダ」ト呼フ者アリ)
重大ナル問題ガ識者ニ依テ論議セラル、ヤウニナリマシタ
ガ、那邊ニ在ルカト云フコトヲ知リタイノデアリマス、御承知
ノ如ク我國民程勞働問題ニ對スル理解ノ少ナイ國民ハ無
マシテ、私ハ本案ヲ削除スルカ否ヤト云フコトニ當リ
カッタノデアリマス(「ソレハ政友會バカリダ」ト呼フ者アリ)
ノモ、最近數年以來ノ事デアリマス、而シテ同盟罷工ト云フ
モノガ、多數者ガ寄テ少數者ヲ壓迫スルト云フガ如キ傾ノ

アリマスルガ爲メニ、動モスレバ多クノ人ハ之ヲ嫌忌スルノ
傾カアルノデアリマス、併ナガラ私ヲシテ言ハシムレバ、同盟
罷工ト云フモノハ、文明國ノ勞働者ガ當然發揚スベキ、自
己ノ自由権利デアルト信ズルモノデアリマス、是ハ進歩セ
ル産業組織ノ上ニ於テハ、避クベカラザル事デアルト信ズルノ
デアリマス、果シテ然リト致シマシタナラハ、此同盟罷工ニ對
スル、即チ勞働紛糾ニ對スル規定ヲ完成スルト云フコトハ、
國家ノ義務デアリ、又重大事デアリマス、而シテ第十七條ノ
規定ハ、動モスレバ勞働組合及勞働運動ノ穩健ナル發達
ヲ阻害スルノ傾ノアリマスノハ、私ノ常ニ遺憾トスル所デア
リマス、此點ニ於キマシテハ、國民黨ノ諸君ト見解ヲ同ジク
スルモノデアリマス、併ナガラ只今第十七條ヲ忽チ削除スル
ト云フコトニ至リマシテハ、聊カ御賛成致シ兼ネルノデアリ
マス(「ドンダク分ラヌ」政友會ヲ抜ケ給へ)中ニ旨イ下
呼フ者アリ)如何トナレバ、同盟罷工ニ於キマシテ、暴行、強
迫、誹謗ト云フガ如キ犯罪的行爲ノ伴ハナイ同盟罷工ガ行
ハレルト云フコトハ、事實ニ於テ勞働組合ノ組織ガ發達シ
タ國家ノコトデアリマス、事實ニ於テ私共ガ實際ニ折衝致
シマシテ、能ク承知致シテ居リマスケレドモ、我國ニ於キマシ
テ、勞働組合ト云フモノガ不幸ニシテ完備致シテ居リマセヌ
結果、少シク大規模ナル同盟罷工ト云フモノガ起リマスル
場合ニ於テハ、單ニ誣惑煽動ノミナラズ、暴行、強迫、誹謗
ト云フガ如キコトガ實際ニ於テ伴ハリマス、而シテ勞働運動ニ對シマシテ、官憲ガ不當ナル干渉壓迫ヲ加
フルト云フコトハ、勿論弊害ガアリマスケレドモ、之ヲ絕對ニ
自由ニスルコトモ、亦恐ルベキ結果ヲ來スノデアリマス、サレ
バ私ハ我國ニ於キマシテ、一日モ早ク勞働立法ノ完成セラ
ル、コトヲ切望スルモノデアリマス、而シテ此勞働立法ノ完
成ヲ待チマシタ後ニ於テ、本條ヲ改正スルト云フコトガ至當
ノ見解デアリ、又適當ノ處置デアルト信ズルノデアリマス、
(拍手)此意味ニ於キマシテ國民黨ノ御提案ニハ反對スル
モノデアリマス、又幸ニ當局者モ此點ニ著眼セラレマシテ、
既ニ勞働立法ノ一部ハ、產業調查會ノ議ニ付セラレタト云
フヤウナ次第デアリマスカラ、一日モ早ク此等勞働立法ノ完
成ヲ政府ニ促スト云フコトニ止メマシテ、第十七條ノ點ニ
シテ政論集會ニ關與セシムコトニ就テ、聊カ論議スルコ
トヲ落シテ居リマシタガ、私ハ委員長ノ御報告ニアリマセヌ
教育ノ普及致シマシタ結果、頗ル見ルベキモノガアルノデア
リマスカラ、此際ニ於キマシテ、政論政談ニ接近セシムルト
云フコトハ、機宜ノ處置デアルト信ズルノデアリマス、併ナガ
ラ直チニ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ認ムルト云フコト
ハ、一考スベキモノデアルト思フノデアリマス、是ハ唯今三木
君カラモ色ニ對シテ御質問ガアリマシタケレドモ、
今日我國ノ家庭ノ狀態ヲ見マスルト、直チニ女子ヲシテ政
治上ノ結社ニ加入セシムルコトハ、甚ダ早計デアルト考ヘル
ノデアリマス(「拍手」御承知ノ如ク歐羅巴諸國トハ、我國ハ
煩スコトモ頗ル多イノデアリマス、サレバ姑ク女子ガ政治上
ノ結社ニ加入スルコトハ猶豫致シマシテ、徐ニ漸々以テ政
治上ノ結社ニモ加入セシメ、尙ホ更ニ進ンデハ參政權ヲモ
賦與スルコトニ致スト云フコトハ、女子ガ政治上ニ於テ、穩健
ナル發達ヲ促ス所以デアルト信ズルノデアリマス(「拍手」私
ハ以上述ベマシタ理由ニ依リマシテ、委員會ノ修正案ニ贊
成ノ意ヲ表シ、國民黨ノ御意見ニ反對ノ意ヲ表スルモノデ
アリマス、何卒滿場ノ御賛成ヲ以チマシテ、修正案ノ速ニ可
決確定セラレシコトヲ希望致シマシテ(「拍手起立」)
○議長(奥繁三郎君) 討論ノ通告ハ、此四案ヲ合併シテ一案ト
採決致シマス——委員長ノ報告ハ、此四案ヲ合併シテ一案ト
爲シタルモノデアリマス、故ニ先づ委員長ノ報告ニ就テ採決致
シマス、委員長ノ報告ニ諸君ノ起立ヲ求メマス

(「贊成者 起立」)

○議長(奥繁三郎君) 起立多數(拍手)仍テ委員長報告
通り決シマシタ——委員長ノ報告ニ係ル修正案ニ就テ、第
二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議ハ無イ
ト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○岩崎勤君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ

省略シテ、委員長報告ノ通り、即チ委員會ニ於テ併合修正
ノ通リ可決確定セラレシコトヲ望ミマス

(「贊成」「贊成」ノ聲起ル)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
ヲ開キマス

(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

○議長(奥繁三郎君) 御異議ガ無ケレバ直チニ第二讀會
ヲ開キマス

治安警察法中改正法律案(濱田國松君外
一名提出) 第二讀會(確定議)

治安警察法中改正法律案(宮房治郎君
外一名提出) 第二讀會(確定議)

治安警察法中改正法律案（小山松壽君外）

三名提出)

第二讀會(確定議)

治安警察法中改正法律案(押川方義君外)

二名提出)

第二讀會(確定議)

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ委員長報告通り可決確定致シマシタ、日程第十四、市町村教育費ノ整理ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、提出者井上角五郎君

第十四 市町村教育費ノ整理ニ關スル建議

議案井上角五郎外十三名提出)

市町村教育費ノ整理ニ關スル建議

○井上角五郎君登壇、拍手起ル
政府ハ本議會ニ於テ言明シタルカ如ク速ニ調査機關ヲ設ケ市町村教育費ノ整理節約ヲ謀リ仍必要アル場合ニ於テハ相當金額ヲ増加支出シ以テ教育ノ振興ヲ圖ルト共ニ市町村教育費負擔輕減ノ途ヲ講スヘシ
右建議ス

(井上角五郎君登壇、拍手起ル)

○井上角五郎君 本員ハ提出ノ理由ヲ述ベマスニ先ダチマシテ、本案ノ朗讀ヲ致シテ、諸君ノ参考ニ供シテ置キマス「政府ハ本議會ニ於テ言明シタルカ如ク速ニ調査機關ヲ設ケ市町村教育費ノ整理節約ヲ謀リ仍必要アル場合ニ於テハ相當金額ヲ増加支出シ以テ教育ノ振興ヲ圖ルト共ニ市町村教育費負擔輕減ノ途ヲ講スヘシ」(誤魔化スナ)下呼フ者アリ)是ガ即チ本案ノ文意デゴザイマス、(謹聽)下呼フ者アリ)中央國庫ノ財政モ、地方府縣市町村ノ費用モ、又其市町村費ノ中デ教育費ハ、九年度が一億七千九百三万圓、之ヲ元年度ニ比較シテ見マスト云フト、約二十八割ノ膨脹スルノハ即チ最近ノ趨勢アリマス、大正九年度ノ市町村費ハ丁度五億七千三百七万圓、之ヲ元年度ニ較ベテ見マスト云フト、約二十五割ノ増加ニナシテ居リマス、又其市町村費ノ中デ教育費ハ、九年度が一億七千九百三万圓、之ヲ元年度ニ比較シテ見マスト云フト、所謂義務教育之が教育ノ設備ヲシナケレバナラヌト云フ、斯様ニ費用ノ増加シテ居リマス、要スルニ國庫ノ費用モ、府縣市町村ノ費用モ、年々膨脹ハ致シテ居リマスクレドモ、就中トデアリマス、斯様ニ増加シテ居ル所ノ教育費ナルモノハ、抑、何デアルカト云ヘバ、則チ國民ガ義務トシテ、子弟ヲ有スル父兄ハ必ズ教育ヲシナケレバナラヌ、地方ハ義務トシテ、市町村ノ費用ガ増加シ、又殊ニ教育費ガ増加致シテ居ルコトデアリマス、斯様ニ増加シテ居ル所ノ教育費ナルモノハ、即チ此演壇ニ立テ原敬君自ラ報告ヲスルトキニ希望ヲ述ベテ、之ヲ教育費ニ用井タイト云フコトヲ述ベタノトデアルト云フ盡力ノ結果、即チ預金利子手數料繰入金ノ中カラ百万圓ヲ減少致シマシテ、此百万圓ヲ減少シテ、即チ此演壇ニ立テ原敬君自ラ報告ヲスルトキニ希望ヲ述ベテ、之ヲ教育費ニ用井タイト云フコトヲ述ベタノトデアル、即チ其翌年ニ於キマシテ、明治四十四年カラ只今申上ダマシタ根本正君外三名ノ發議ニ依テ兩院ヲ通過シタル法律ニ對スル百万圓ノ支出ハ原敬君豫算委員長タリシ時ニ於テ、之ヲ二百萬圓ニ増加シテ、今日ニ至テ

前ニ既ニ行ハレテ居タノアリマス、第四回帝國議會ニ於テ長報告通り可決確定致シマシタ、日程第十四、市町村教育費ノ整理ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、提出者井上角五郎君
兩院ニ提出セラレテ、貴族院ニ於テモ、請願書ノ件モ、貴族院委員會ハ之ヲ採擇スベキモノト決シテ、議場ニ報告致シテ居リマス、以來議會ノ開ケル毎ニ、或ハ請願ノ形トナリ、或ハ建議ノ形トナリ、此問題が常ニ議會ニ現レナカツコトハ無イノデアリマスケレドモ、是ニモ拘ラズ、即チ現在ニ於テ國庫が地方ノ教育費ヲ分擔スル——補助スルモノハ、果シテ幾何ニ至シテ居ルカト云フナラバ、即チ大正十年度ノ豫算案ヲ調べテ見ルノニ、市町村立小學校教員恩給基金交付金、之ガ十五万圓、教育基金利子交付金、之ガ五十萬圓、市町村立學校教育費國庫補助法三依ルモノガ二百万圓、合計シテ大正十年度ノ豫算ノ中ニハ、地方ノ教育費ヲ分擔補助スルモノガ僅ニ一千二百六十五万圓、之ヲ十一年度ノ豫算ノ總額ニ較ベテ見マスレバ、百分ノ一ノ足ラナイ、又之ヲ地方ガ教育費トシテ仕拂シテ居ルモノ、幾分ニ當シテ居ルカト云ヘバ、僅ニ百分ノ七ニ當シテ居ル、吾ニハ多年國庫ガ地方ノ教育費ヲ分擔補助スベキコトヲ希望シタノデアル、國民ハ議會開設以前ヨリ舉シテ之ヲ希望シテ、議會開クルヤ毎回必ズ之ガ請願ヲ爲シ、又議院ニ於テハ建設ヲ爲シテ、來タニ拘ラズ、斯様ナル有様ヲ成シテ居ルノアリマス、試ニ市町村立小學校教育費國庫補助法、市町村義務教育費負擔法、是等二箇ノ法律が如何ナル有様ニ依テ成立シ、以來如何ナル歴史ヲ有シテ今日ニ至シテ居ルカト云フコトヲベテ見マスノニ、前者ハ第十三議會ニ於キマシテ、根本正君外三名ノ提案ニ係ルモノガ貴衆兩院ヲ通過シテ、乃チ明治三十三年ニ發布セラレテ、當時年々一年二百万圓宛支出スルト云フコトニナシタノアリマス、第二十七議會ノ時ニ於キマシテ豫算委員長タリシ原敬君ガ、豫算委員會ニ於キマシテ、ドウカ教育費ヲ補助スルノ費用ヲ捻出しシタイモノデアルト云フ盡力ノ結果、即チ預金利子手數料繰入金ノ中カラ百万圓ヲ減少致シマシテ、此百万圓ヲ減少シテ、即チ此演壇ニ立テ原敬君自ラ報告ヲスルトキニ希望ヲ述ベテ、之ヲ教育費ニ用井タイト云フコトヲ述ベタノトデアル、即チ其翌年ニ於キマシテ、明治四十四年カラ只今申上ダマシタ根本正君外三名ノ發議ニ依テ兩院ヲ通過シタル法律ニ對スル百万圓ノ支出ハ原敬君豫算委員長タリシ時ニ於テ、之ヲ二百萬圓ニ増加シテ、今日ニ至テ

斯様ニ第十三議會以來、議會ニ於テ是ダクノ歴史ヲ持テ來タニ拘ラズ、今尙ホ共ニ支出スル所ノ金額ハ日清戰爭ノ結果ニ依ルモノト恩給法ノ結果ニ依ルモノト、合セテ千二百六十五万圓デアルト云フコトハ、吾ニ何トシテモ満足ハ出来ナイコトデアリマスケレドモ、是等ノ歴史ヲ調ブルト同時ニ私ハ此問題ニ就テ、我ガ政友會が如何ニ從來盡力シタカト云フコトヲ申上げザルヲ得ヌノアリマス(拍手)誠意ガアルカ「黙レ」ト呼フ者アリ)諸君、現ニ現内閣ハ本議會ニ於テ現内閣ノ意思ノ在ル所、果シテ如何ヲ知ルコトガ出來ルノデアリテ(「なぜ實行シナイカ」腸ヲ見セヨ)下呼フ者アリ)吾ニハ此小學校教育費ノ國庫負擔補助ト云フコトニ就キマシテハ、社會が全體ニ希望シテ居ル、議會が毎回之ヲ希望シテ居ル、吾ニモ亦決シテ人後ニ落チズ、之ヲ希望シタモノデアルト云フコトダケハ、先づ以テ諸君ノ御諒解ヲ請ハザルヲ得ナインデアリマス(拍手起ル)併ナカラ大戰開始以來國家ノ費用ハ一時増加致シテ居ルノアリマス、戰後經營ノ手段トシテ要スル所ノ費用ハ容易ナラヌモノアリマス、吾ニハ大正十年度ノ豫算ガ、現内閣ハ一面ニ於テハ必要ナル費用ヲ省マズ之ヲ支出スルト同時ニ、一面ニ於テハ努力シテ居ル、吾ニモ亦決シテ人後ニ落チズ、之ヲ希望シタモノデアルト云フコトダケハ、先づ以テ諸君ノ御諒解ヲ請ハザルヲ得ナインデアリマス(拍手起ル)但シ豫算委員會多數ノ賛成ヲ得テ、今や貴族院ニ廻附セラル、ニ至テ居ルノハ、此財政ノ難局ニ當シテ、現内閣ノ處置實ニ其宜シキヲ得タ自ラ信ジテ居ルノアリマス(拍手起ル)但シ豫算其モノガ既ニ斯様ニ困難ナル場合デアルト云フコトハ、私シテ、ドウカ教育費ヲ補助スルノ費用ヲ捻出しシタイモノガ申上げナクトモ(脱線)ト呼フ者アリ)歳入が果シテ見込スルト云フ盡力ノ結果、即チ預金利子手數料繰入金ノ中カラ百万圓ヲ減少致シマシテ、此百万圓ヲ減少シテ、即チ此演壇ニ立テ原敬君自ラ報告ヲスルトキニ希望ヲ述ベテ、之ヲ教育費ニ用井タイト云フコトヲ述ベタノトデアル、即チ其翌年ニ於キマシテ、明治四十四年カラ只今申上ダマシタ根本正君外三名ノ發議ニ依テ兩院ヲ通過シタル法律ニ對スル百万圓ノ支出ハ原敬君豫算委員長タリシ時ニ於テ、之ヲ二百萬圓ニ増加シテ、今日ニ至テ

諸君ノ議論デアシタノアリ、但シ歲出ニ於テ經營ヲ立ツル場合ニ於テ容易ナラヌ時デアルカラ、徒ラ言ハヌ(下呼フ者アリ)故ニ之ヲ返上スルト云フノガ、即チ兩黨ナル手段ヲ講ジテ然ル後、(「黨勢擴張ノ爲メダ」ト呼フ者アリ)即チ教育費ノ救濟ヲ爲サナケレバナラヌト云フノガ吾ニ考アラヌ、我黨ニ於テ議會開會以來、長ク之が調査研究ニ力ヲ盡シテ居タノアリマス、然ルニ本年本月五日

認メラレルナラバ、(現内閣ガヤッタ「ト呼フ者アリ)何モ私ハ現内閣ガヤッタト言ツテハ居ナイ、既往ニ於テ斯様ナ事ガアルト云フコトガ果シテ認メラレ得ルナラバ、今日ニ於テ整理ヲ爲シテ、整理ノ結果ガ見ラレ得ナイト云フコトガ言ハレ得ルダラウカ、今日ニ於テ整理ノ結果ガ見ラレ得ルモノハ、果シテ如何デアルカト云ヘバ、山本内閣ノ時ニ内閣自ラ行政整理ヲ爲スニ至ラテ、府縣又ハ市町村ヲシテ之ニ倣ハシメタニ過ギナイ、今回ハ調査機關ヲ置イテ、市町村ヲ本位ニシテ整理ヲ爲スノデアル、時恰モ教育費ノ膨脹ハ非常ニ膨脹シテ居ル物價ハ一タビ騰貴シテ、今ヤ下落ニ傾イテ居ルノデアル(餘り鉄ヲ振廻スナ)ト呼フ者アリ)地方ハ即チ米價其他ノ騰貴ノ爲メニ、嘗テ賛澤ニ流レタ時デアル、今日其反動ヲ受ケントシテ居ル時デアルカラ、斯様ナ場合ニ於テ整理ヲ實行シタナラバ、整理其物ノ實效ガアルト云フコトハ、恐クハ何人モ認メ得ナイコトデハナカラウト思ヒマス、試ニ最近ニ於ケル教育費ノ市町村會計ヲ申シテ見レバ、七年度ハ七千九百六十八万圓、八年度ハ一億千六十六万圓、即チ八年度ハ三割ノ増加デアル、九年度ハ一億七千九百三万圓——九年度ハ一億七千九百二万圓、即チ八年度ニ較べテ約六割ノ増加デ、若シ七年ヲ以テ九年度ニ較ベマスレバ、九年度ハ七年度ノ倍ニナツテ居ルノデアル、此様ナ計算デアル場合ニ、物價ハ下落シツ、アル……

議論ニ拘泥スルヨリモ、中央國庫ノ財政今日餘裕アルニ非ザル時ニ方々テ、恰モ地方ノ教育費ハ、之ヲ整理スルニ十分ナル餘地アリト認メタナラバ、何ヲ苦シニ案ニ御反対ナサル道理ガアルニアラウカ、恐クハ是ダケ言ウタナラバ、唯タ自分ノ説ノミニ拘泥ナサレ諸君ニ於テモ、成程ト…

〔此時發言スル者多シ〕

○議長（奥繁三郎君） 静ニ…

○井上角五郎君（續） 御了解ノ上御賛成下サルコトデアルトハ私ハ思ヒマス（拍手）即チ要スルニ教育費ノ十分ナル整理節約ヲ行ヘテ、恐クハ之ニ依テ地方ノ教育ノ振興ヲ圖ルコトガ出来、地方費ノ減ルミナラズ、地方ノ子弟ヲ有スル父兄ノ費用モ減シテ、教育ガ必ズ振興スルト云フコトヲ信じテ疑ハヌノデアルガ、万一尚且ツ必要アル場合ニ於テハ即チ國庫カラ相當ナル金ヲ出シテ然ヘルキデアル、要ハ速ニ之ヲ實行セラレタイト云フノガ、本員等ノ主張スル建議案ノ大體ノ趣意デゴザイマス、是ダケ申上ダマシテ、諸君ノ御賛成ヲ求メマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 本案ノ提出者ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス——（挿口秀雄君登壇、拍手）

○挿口秀雄君 本案ハ極メテ重大ナル案アリマスルカラ、只今井上君ノ御説明ヲ詳細謹聽致シタノデアリマス、然ルニ私ハ本案ヲ御提出ニナリマシタ初カラ、此案ニ就テハ多大ノ疑問ヲ持テ居タノデアリマス、御説明ヲ伺ハズシテ、理由書ニ記サレタル所ニ依テモ、多大ノ疑ガアッタノデアリマス、即チ第一本案ハ院議ノ精神ヲ忘却ハサレタ建議案デハアルマイカト云フコトガ一ツ、第二ハ最近ノ衆議院ノ先例ニ反イテ居ラレルト云フコトガ二ツ、第三ハ此案ニ書イテアリマスル所ノ御趣旨ハ、先頃全國ノ町村長會ヲ通ジマシテ、全國ノ國民カラシテ政府及吾ニシテ訴へテ居リマシタ、其請願ノ趣旨ヲ裏切シテ居ル案デハナイカト思シテ居タノデアリマス、（拍手スル者アリ）然ルニ事重大デアリマスカラ、只今井上君ノ詳細ナル御説明ヲ逐一伺ヒマシタガ、成程古イ歴史ニハ御精通ニナツテ居ラレマスルガ、最近ノ歴史ヲント忘却シテ居ラル、ヤウニ私ハ感ジタ、（拍手）私ハ決シテ議論ヲ好ム者ナイト云フ證據ニ其一二ヲ申上ゲマスルト、大正十年度ニ於ケル此國庫カラ補助致シマスル義務教育費ガ、千二百六十万圓アルト云フ風ニ御述ニナツテ居リマスガ、此計數モ違テ居リマス、是レ以上デアリマス、即チ未だ貴族院ニ

通過致シマセヌガ一年現役兵ノ俸給ヲ國庫カラ八割支出スルト云フ案ハ、諸君モ喜ンデ御贊成ニナッテ、全院一致ヲ以テ通過シタ案デアリマス、(ヒヤー)是ハ此數以外デアルコトヲ御承知ヲ願ヒタイ、「無論」ト呼フ者アリ次ニ此大正十年度ニ於ケル市町村ノ教育費ヲ、一億七千八百万圓ト云フ風ニ御述ニナッテ居ル、是モ遠ツテ居リマス、義務教育費ノ額ガ、一億四千八百万圓内外デアッタト私ハ記憶シテ居ル、井上君御述ノ一億七千万圓ハ、是ハ簡易商業學校デアルト云フガ如キ、地方ニ於テ、經費ヲ負擔シテ居ル其ノ教育費ヲ混ゼタモノデアル、十把一束ニ之ヲ以テ義務教育費ト御論定ニナルノハ甚ダ困ルト思ヒマス(拍手)又只今ノ國庫負擔法ニ依シテ一千万圓ヲ出シテ居リマスガ、是ガ其當時通計六千万圓ノ教育費ノ中、教育費ノ三千万圓ニ對シテ一千万圓出シタト云フ御説ガアリマシタガ、是モ全ク當時ノ歴史ノ御忘却ニナッタ御議論アル、其當時ノ教育費ヲ通計三千七百万圓デアリマシタ、年々從來増加スル率ヲ見積リマスルト、兩三年後ニハ四千万圓ニナル、隨テ此教員費ノ半額マデハ、國庫ガ之ヲ負擔スルノガ當然デアルト云フコトハ、政友會ノ諸君モ吾々モ他ノ黨ノ諸君モ、全院一致ヲ以テ之ヲ建議致シタノアリマスカラ、此計數モ遠フ、是ハ一例デアリマス、斯ク折角詳細ナル御論述ガアリマシタガ、根柢ガ最近ノ歴史ヲ無視シテ居ラレルコトヲ私ハ遺憾ト思フ、第一此案ニ就キマシテ、此政府ノ本議會ニ於テ言明シタルガ如ク、速ニ調査機關ヲ設ケ、市町村教育費ノ整理節約ヲ圖リ、此處マデハ一應御議論デアリマス、御議論デアリマスガ、尙ホ必要アル場合ニ於テハ、相當ノ金額ヲ支出スベシト云フコトガアル、サウシテ此支出ノ目的ヲ只今井上君ハ何ヤラ御違ヘニナリマシテ、憲政會ヤ國民黨ハ唯夕教員優待ノ爲メニ、此一千万圓ヲ出スト云フヤウナ議論ヲスルト仰セラレマシタガ、サウデハナイ、是ハ案ヲ御覽ニナレバ判ル、義務教育費ノ國庫負擔法ト云フモノガ、兩様ノ目的ニ使用サレテ居ルト云フコトハ明カデアリマス、吾々ノ案モ單ニ教員優遇ト云フヤウナ案デハナイ、是モ同様ニシテ論ゼラレマスケレドモ、ソレハ姑ク措キ、尙ホ必要アル場合ト云フ御論斷ハ、最近ニ於ケル議會ノ意思ニ反シテ居ルト私ハ思フ……

官報號外

○樋口秀雄君 議長ニ御答致シテ置キマス、只今歴史ヲ御述ベニナリマシタカラ、歴史ヲ繰返ス必要ガアルノデアリマス
○議長(奥繁三郎君) 宜シウゴザイマス
○樋口秀雄君(續) ソコデ何故ニ最近ニ院議ニ反イテ居ルト私ガ申シマスルカト云ヘバ、御記憶デモアリマセウガ、第アリマシタ、委員長床次竹二郎君ガ極力説明サレマシタ通り、當時教育費ガ三千七百万圓デアリマスカラ、其半バ迄シテ義務教育費ノ國庫補助ノ案ヲ出シタコトハ、井上君モ今尙ホ御記憶ナラウト思フ、此時各派一致ノ案ハ如何デアリマシタ、委員長床次竹二郎君ガ極力説明サレマシタ通り、當時教育費ガ三千七百万圓デアリマスカラ、其半バ迄シテ義務教育費ノ國庫補助ノ案ヲ出シタコトハ、井上君モハ國庫ニ於テ負擔ヲ致シタイト云フ趣意デアツク、全院舉手一人ノ異議ガ無カタノデアリマス、是ト同時ニ臨時教育會議ニ於テハ、教員ノ優遇ノミヲ主張サレマシタガ、教育調査會ニ於キマシテモ此問題ガ出マシタキ、此教員費ト云フモノガ多額アツテ、地方ガソレニ苦シム、隨テ教員ノ優遇モ出来ナイカラ、教員ノ品質ガ劣テ居ル、此兩様ノ目的、殊ニ貴族院ニ於テハ、教員ノ優遇ノミヲ主張サレマシタガ、教育調査會ニ於キマシテハ兩様ノ意味ヲ以テ、少クトモ義務教育費ノ中デ、教員給ノ半額マデハ國庫ガ支給スベシト云フ意味デ、此決議案ガ出來テ居リマス、教育會ノ決議ト吾々ノ院議ト全然符節ヲ合スルガ如クシテ、些ノ相違ハナカタ、果シテ然ラバ此當時ヨリ衆議院ハ、少クトモ義務教育費ノ半額ダケヲ國庫カラ之ヲ補助スベシ、若ハ國庫ガ負擔スベシト云フコトハ、院議ノ精神デアツト私ハ論斷シテ宜シイト思フ、又越エテ四十議會ニ於キマシテ委員長——只今ノ文部大臣中橋德五郎君ノ委員長ノ下ニ、此時ノ政府寺内内閣カラ、昨年ノ建議案ノ趣旨ニ依テ一千萬圓ノ國庫負擔法ヲ提出サレマシタトキ、政友會ノ諸君ニ於テモ、是ハ吾々衆議院圆即チ義務教育費ノ地方負擔額ノ教育費ノ半額ニ達スノ希望ト達フ、僅ニ一千萬圓即チ其半額デアル——併ナカラ政府ノ説明ヲ聽クバ、苦心ヲシテ漸ク一千萬圓ヲ出シタル云フコトデアルカラ、若シ財政ノ餘裕ガアルナラバニ一千萬圓即チ義務教育費ノ地方負擔額ノ教育費ノ半額マデハ支出シヤウト云フ、議論デアリマス、四十二議會ニ於キシテ、是ハ政友會ノ内閣ノ當時デアリマスガ、豫算委員會ニ於ケル加藤政之助君ノ質問ニ對シ、文部大臣中橋君ハ斯様ナ事ヲ御答辯ニナシテ居リマス、米モ高イ、爾モ高イ、故ニ先づ以テ必要ガ無イト云フノハ、今ハ増加ノ必要ガ無イ、但シ米ガ下リ、爾ガ賣レナクナタ場合ニハ、政府ハ何トカスル見込デアリマスト云フコトヲ、文部大臣モ言明シテ居ラレル、即チ院議ノ精神ハ、貴方がタノ黨カラ出テ

居ラレル政府當局ニ於テモ、斯ノ如ク信ジテ居ラレルノデア
ル、又過ル昨年七月ノ四十三議會ニ於キマシテハ、更ニ進
シテ文部大臣ハスノ如キ言明ラシテ居ラレマス、是ハ昨年
ノ七月二十八日ニアリマス「當局トシテハ多少宛毎年増
額シテ半額ニ達シタイト云フ希望ヲ以テ其主義デ今日ヤッ
テ居ル次第ニアリマス(中略)米ガ二十五圓ナリ三十圓ノ
時代ニナレバ市町村ニ於テモ國庫ニ於テモ方法ヲ立テマス」
云々、サウシテ最後ニ之ニ附加シテ言ハル、ニハ「酒稅ヤ煙
草稅等カラシテ是等ノ金ハ出ルト思ヒマスガ若シ出來ズン
バ他ノ行政費ノ一部ヲ割イテモ實行スル見込デアル」ト云
フコトヲ言ハレテ居ル、「拍手起ル」果シテ然ラバ衆議院ノ
議員ハ固ヨリ、現在諸君ノ戴イテ居ラル、政府當局、殊ニ
國務大臣ガ、此米ガ廉クナリ、蘭ガ賣レナイ場合、即チ地方
ノ財政ガ困難ニ陥ル場合ニハ、何モ調査ナドヲ云フコトヲ
言ハズニ、假令他ノ行政費ノ一部ヲ割イテモ増加スル、先
年ノ院議ニ從フト云フコトヲ言明シテ居ラレルノニアリマス、
然ルニ何ヲ苦シニシテ吾ニ議院ノ方カラ、調査ラシテ必要ガアッ
タラバ補助シロト云フ、必要ガ有ルカ無イカハ衆議院ガ知
ラヌト云フヤウナ建議ガ出ル、是ハ先年ノ衆議院ノ院議ヲ
無視シタモノトハ御考ニナルカナライカト云フ點ヲ、第一
ニ伺ヒタイ(拍手起ル)次ニ此建議案全體ガ、只今前ノ歴
史ヲ繰返シテ申述ベタ通り、衆議院ニ於テモ全院一致此
意思ヲ表明致シテ居ル、政府ニ於テモ半額ニ達セシメルマ
デハ、次第ニ増額シテ行キタイト云フ希望ハ、タンダ六箇月
經シカ經タスノ昨年ニ於テ、政府當局ガ言明シタノニアリマス
ス、然ルニ爰ニ衆議院ニハーノ先例ガニアリマス、即チ大正八年
年第四十一議會ニ於キマシテ、私共ガ教育振興ニ關スル建
議案ト云フモノヲ提出致シタノニアリマス、其時此所ニ居ラ
ニシテ、總理大臣原敬君ヲ壇上ニ煩シ、其御意見ヲ聽イタ所
レマスル當時ノ政友會ノ總務小久保喜七君ガ私ノ案ニ對
シテ、此案ハ頗ル重要ナル案デアル、政府當局ガ如何ナル考
ヲ持テ居ルカ、ソレヲ聽イタ上デ可否ヲ決シタイト云フコト
デ、態、總理大臣原敬君ヲ壇上ニ煩シ、其御意見ヲ聽イタ所
ガ、原君ハ何時モ御用井ハナル所ノ種々ナル理由ハ述ベラレマ
シタガ、尙ホ調査中デアルトスウ云フコトデアル、考慮中デアル
ト云フ御答ナアタ、是ニ於テカ岩崎君ノ動議ニ依テ即決否決トナツ歴史ハ、
ヨモヤ御忘ハアルマトイ思フ、(拍手起ル)果シテ然ラバ其事
實ヲ御忘レナインラバ、更メテ提出者諸君ニ御伺スル、原總
理大臣ガ考慮中デアルト言ハレルト、其建議案ハ出サナクテ
モ宜イ、即決否決スベシ、即チ不必要ノ意味ニ於テ即決否

決サレタ、中橋徳五郎君ガ此議會ニ於テモ、此建議案ノ委員會ニ於キマシテモ、私共ニ明言シテ居ル、此地方費ノ増加ニ伴ヒマシテ、先ノ衆議院ノ決議ノ精神ニ則リ、又教育會議ノ精神ニ鑑ミテ、之ヲ増加スルノ必要ハ飽証認メマストアル、中橋君ノ方ハ井上君ナドヨリモ一步進ンデ調査シテ、後ニ必要アラバト云フ御考テナイ、直チニ實行シナケレバナラヌト信ジテ居ル、唯ダ財政ノ關係上、今直クニト云フコトハ御答出來マセヌト云フ斯ニ云フ返答デアル、然ラバ直チニ實行ハ出來ズトモ、政府ニ於テ總理大臣ハ、井上君ガ二回マデモ讀上ダラレタルガ如キ調査機關ヲ設ケルト云フコトヲ明言シ、又國務大臣トシテノ文部大臣ハ増額ノ必要ヲ認メテ、早晚何等カノ方法ニ依テヤルト云フコトヲ明言シテ居ラレル、然ルニ其政府ノ言明ノアタ後ニ於テ、諸君ハ此案ヲ携ヘテ阿容々々ト議會ニ提出セラレタ其眞意如何ト云フコトヲ、私ハ疑フノデアル、政友會諸君ノ意見ニ依レバ、甚ダ失政府ガ考慮中デアルカラ、建議案ヲ出ス必要ガ無イト斯ウ言フ、然ルニ國務大臣——諸君ノ黨カラ出テ居ル國務大臣ガ立派ニ言明シテ居ル、早晚實行スル積リテアルト言フ、ソレヲ更ニ政友會諸君ガ麗々シク建議案トシテ、昨年是ハ諸君ノ所謂吸收シ得ル建議案ガアルニモ拘ラズ、態、調査シタ後ニ必要ガアラバト云フカ如キ、院議ヲ裏切ッタ言葉マデ添エテサウシテ建議案ヲ出サレルト云フ必要ハ何所ニ在ルカ、私ハ疑フ(拍手起ル)併シ讃シテ考ヘテ見レバ、甚ダ失禮ナル申分デハアリマスルガ、所謂食言問題トヤラデ八釜シイ當時デアリマスカラ、中橋文相ガ之ヲ言明セラレテモ、尙ホ諸君ガ御安心ニナラヌカラ御提出トナダト云フナラバ、是一ハ一種ノ文部大臣ニ對スル不信任案トシテ提出ノ理由ガアルト思フ(拍手起ル)旨イイコト呼フ者アリ)若シ然ラズシテ總理大臣ガ言明シタトキニハ宜シイガ、文部大臣ガ言明シタトキニハ又必要ガアルト云フノヤナニカ、一ツナカラ其意味デナイト言ハレルナラバ、究極唯ダツノ解釋ノ外ハ無イ、即チ反対黨ノ出シタル建議案ハ、政府考慮中ノ而モ實行甚ダ覺束ナイ所ノ現政府ノ考慮中ノ名ノ下ニ之ヲ葬り去リ、自黨カラハ政府ノ言明ニ遅レテ、之ニ追隨シテ阿容々々ト建議案ヲ出シテモ、之ヲ委員付託ニセニヤナラヌ即チ算ノ關係其他ヲ述ベラレマシタリ、或ハ調査機關ノ事ニ就テ、教育費ノ節約方法ニ就テ述ベラレマシタガ、兔角私ノハ思ハレル、(拍手起ル)何レノ意味ニ於テ此案ヲ御提出ニナリマシクカ私ハ更ニ了解出來ナイ、又井上君ガ只今此豫算ノ關係其他ヲ述ベラレマシタリ、或ハ調査機關ノ事ニ就

(拍手起立) 餘り詭辯ヲ弄スルト國家ヲ誤リマスヨ、爾來井上君ニ御注意ヲ願ヒマス、「判ダカ」ト呼フ者アリ) 更ニ政友會諸君ノ御提案ノ建議案ハ、整理節約ノ第一トスルト云フコトゾガイマス、同時ニ若シ整理節約ヲ爲シテ、尙ホ市町村ノ負擔ガ過重デアル場合ニハ、國庫ヨリ或程度ノ金ヲ出シテ吳レトスウ云フニシノ事ガアリマス、其半面ヲ言ヘバ、即チ政友會ノ諸君ハ政府ノ意思ヲ迎合シテ、整理節約ノ餘地アリトスルノデゴザイマル、同時ニ又其半面ヲ言ヘバ現在ノ市町村ノ教育費ハ甚ダ贅澤デアル、無駄ナ費用ガ澤山アルガラ、之ヲ整理節約ヲセヨトスウ云フノデゴザイマス、所デ起ル疑問ハ、如何ナル程度ニ於整理節約ヲ爲シ得ルヤ、成程井上君ノ只今御話ニナリマシタル事ハ二三アリマス、私共大抵其邊ト思フ、町村ノ合併、及學校ノ合併、是ハ出來マセウケレドモ、併ナガラ町村ノ事情、町村ノ人々が學校ニ對スル觀念等ヨリ言ヒマシテ、如何ニ井上君ガ騒イデモ、政友會ガ多數デ騒イデモ、容易ニ町村ノ合併、及學校合併ハ出來タモノデハアリマセヌ(拍手起立)ソレハ、或方針ヲ示シテ、而シテ五年十年二十年ノ後ニ一定ノ方針ヲ示シテ、徐々ニヤレバ出來マセウケレドモ、今日明日ニ調査會ヲ開イテ其方針ヲ決定シタ所ガ、到底出來ルモノデハゴザイマセヌ、是モ餘リニ事理ニ暗イ、結局町村合併學校合併モ、之ヲ直チニ實行スルコトハ到底不可能ノ事デアルト云フコトハ御諒承ヲ乞ヒタイ、然ラバ二部教授ノ問題、或ハ三學級二教員ノ問題、此二部教授或ハ三學級二教員ノ問題ニ就キマシテモ、詳シク申上げマセヌデモ、教育界ニ於テハ既ニ定論ガアリマス、到底一學級ヲ一教員ニ負擔セシメテ、現在ノ通り午前午後ノ時間ヲ以テヤル、現在ノ制度以上ノ效果ヲ擧ゲルコトハ出來ズ、確ニ或教育上ノ效果ヲ減ズルモノデアルト云フコトハ教育界ノ定論デアル、井上君ハ二部教授或ハ三學級二教員說ニ依シテ出來ルヤフナコトヲ言ハレマスガ、何處ノ教育家ガソシナコトヲ言ヒマスカ、是モ絶対不可能デアル、但シ教育ノ效果ヲ損ズルナラバ別デアル、併シ教育ノ效果ヲ損ズルト云フコトハ出來マセヌ、又文部省邊リノ人ノ話ヲ聽クト、斯ウ云フ事モアルサウデゴザイマス、極メテ邊鄙ナ土地ニ於テ一學級ノ生徒ガ七十人ノ定員マデニスベキが當然デアルノニ、二三十人位ヲ一學級ニシテヤンテ居ル地方ガアル、是ハ整理ヲスレバ幾分ノ餘地ガアル、斯ウ云フ話モ承ダコトモアル、是ハ幾分アリマセウ、併ナガラ極メテ僅カノモノデゴザイマス、是ハ文部當局者ニ

聽キマシテモアルサウデゴザイマスか、極メテ僅カデゴザイマス、尙ホ又設備費及需要費等ヲ整理スル建議案ノ委員會ガ如何ナル程度ニ於テ政府ハ整理ノ餘地アリヤ、斯ウ云フコトヲ質問シマシタバ、文部大臣答ヘテ曰ク、ドウモ近頃學校ノ建築ナドガ賛澤ニナシ因ルカラ、成ベク節約ヲサセタイ、ソレニハ先ツ昔ノ明治初年ニ戾シテ、寺モ借リテヤラセタイト思フ、斯ウ云フ事デ文部大臣ガ仰シヤリマシタ、井上君ノ御説モ其寺説ゴザイマセウ（拍手起ル）併ナガラ是モ驚入タ消極論デゴザイマス、是ハ文部大臣ガ確ニサウ申シタノデ、速記錄ヲ御覽ニナレバ判ル井上君モ其御説デセウ、明治五六年ノ我國ノ教育制度制定ノ當時ニ立戾シテ、近頃ニナシテ學校ヲ建テナイデ、寺院ヲ以テ之ニ充テルナド、ト云フコトハ甚ダ以テ——或主義トシテハ宜シイカモ知レタリヤ、先程井上君ノ此所ニ御説明ニナリマシタ事ハ、決シテ整理節約ノ餘地ハ無イコトヲ證明シテ居ルモノデアル、出約ノ餘地ハ前私が申上ダタ通り無イト思ヒマスクレドモ、如何ナル點ニ於テ整理節約ノ餘地ガアルカ、尙ホ詳細ニ承リタリ、先程井上君ノ此所ニ御説明ニナリマシタ事ハ、決シテ整理節約ノ餘地ハ無イコトヲ證明シテ居ルモノデアル、出来ナイ事ヲ仰シヤテ居ルノデゴザイマス、更ニ又進ンデ申シマスレハ、例ヘバ幾分ノ整理節約ノ餘地ガアリトシテモ、故ラニ之ガ爲メニ調査會ヲ開ク必要ガ何所ニアル、先程提案者タル井上君ハ、山本内閣ガ行政整理ヲシタ其時ニ、市町村ノ教育費ノ一部分カ、或程度マデ減ダタ云フコトヲ申サレマシタケレドモ、成程ソレハ事實減リマシタ、千万圓許カリ……是ハ併シ調査會ヲ設ケタノデアリマセヌ、行政部ノ相當ノ活動ニ依テ問題ハ解決シタノデ、故ラニ教育調査會ナド、云フモノヲ設クル必要ガナイト云フコトヲ、形ニ於テ證明シテ居ル、唯ダ千万圓ヤ二千万圓ノ餘地ガ假令アルニシタ所ガ、何故ニ調査會ナドヲ設ケマスカ、文部省、或ハ大藏省、内務省ノ相當ノ行政機關ヲ以テ相當ノ活動ヲスレバ、故ラニ調査會ナド、云フモノヲ設クル必要ハ私ハ更ニ無イト思ヒマス、何故ニ調査會ヲ設ケナケレバ、整理節約ガ出來ナ私ハ提案者ニ伺ヒタイ事ハ、前申上ダマシタ通り、整理節約ヲシテ尙ホ足リナイトキニハ、市町村ノ教育費ノ爲メニ國家ヨリ出セヨト云フコトヲ立證スルモノデアリマス（拍手）更ニ設ケナケレバ、出來ナイト云フナラバ、愈々以テ文部大臣ガ無能デアルト云フコトヲ立證スルモノデアリマス（拍手）更ニハ、市町村ノ困難ノ状況ヲ救濟スルノ必要ナシト提案者ハ思

召スノデアルヤ、吾ニノ意見ハ市町村ノ教育費ガ非常ニ増
加シテ居ルカラ、一刻モ早ク大正十年度ヨリ事ヲ救濟スベ
ク國家ヨリ金ヲ出ス必要ガアルト云フノガ吾ニノ意見デア
ル、建議ノ意思デアル、然ルニ提案者タル政友會諸君ヘ整
理節約フセヨ、整理節約ノシテ足リナイトキハ國家ヨリ出セト
云フノデアルカラ、現在ノ狀況ニ於テハ、市町村ノ教育費ハ贅
澤デアルカラ之ヲ節セヨト云フ方面カラ云ヘバ、現在ニ於テ
ハ負擔ニ堪ヘルノデアル、大正十年度十一年度ニ於テハ、
決シテ國庫ヨリ増加支出ノ必要ナシト云フ意見ニナリマス
ガ、果シテサウデゴザイマスカ、(拍手起ル)「ソシナ事ヲ誰ガ
言ダ」ト呼フ者アリ更ニモウ一ツ伺ヒタイ事ハ、調査機關
ヲ設ケルト云フコト、是ハ成程速ニ設ケロト云フコトデゴ
ザイマスガ、併シ何時終了ヲ告ゲサセル御見込デアルカ、速
ニ設ケタバカリデ、桂尋日ヲ送テ二年モ三年モ掛チテハ到底
何ノ役ニモ立ナマセヌ、是ハ要スルニ私共判断致シマスノニ
文部大臣ガ前數回ニ瓦シテ、國民ニ國庫負擔額ヲ増額スル
ト云フ裏書ヲ爲シテ居ル、先程樋口君モ言フ通りデアル、其
當時ニ於キマシテハ、即チ昨年マテハ建議案ヲ出スノモ、所
謂政府與黨ニ反對スル吾ニ及國民黨ノ人デアタ、故ニ有
ユル陋劣ナル手段ヲ執テ握潰シ、或ハ否決等ヲ爲シタノデア
ル、所ガ今年ハ打テ變テ政友會ニ黨籍ヲ置ク町村長等が
拍手)以上數點ニ就キマシテ提案者タル井上君ノ御説明ヲ
請ヒ更ニモウ一點樋口君ノ伺ダト同一ノ意味ニ於テ、確メ
タイト思フノデゴザイマス、ソレハ第四十一議會ニ於テ吾ニ
大穴ニ遁レントスルヤウニ見エルノデゴザイマス、(ヒヤー)
ル、所ガ教育振興ニ關スル建議案ノ一節ニ、此國民教育ニ對ス
ル國庫ノ負擔ヲ一千萬圓増セヨト云フ建議案ヲ出シマシ
タ、其時ニ即決否決シテシマッタデ、其時ノ岩崎君ノ否決ノ理
由ハ、政府ガ此事ヲ實行スペ考慮中デアルカラ、政府ガ考
慮スルモノハ建議案ヲ出ス必要ハ無イト云フコトガ、否決
ノ唯一ノ理由デアタ、果シテ然ラバ今回ノ教育調査機關
ヲ設クルト云フコトハ、總理大臣モ、文部大臣モ、此議場デ
明カニ聲明シタ事デアル、考慮下コロデハナイ明カニ聲明シ
タ、然ルニ既ニ委員會ニ於テ聲明シ、本會議ニ於テ公言シ
タルノヲ、其意ヲ迎合シテ調査機關ヲ設置スルト云フ建議
案ヲ出スト云フ意味ハ、四十一議會ニ於テ唯ダ首相ノ考
慮デサヘモアノ建議案ヲ否決シタト云フコトハ、甚ダドウモ
一致シナイ態度ニナル(拍手)ソレハ諸君ハ成程彼モ一時
此モ一時ト逃ゲルデゴザイマセウ、併ナガラ如何ニモ其態度
ガ卑劣デアル、四十一議會ニハ原總理大臣ガ考慮中デアル

ト言へバ、其意ヲ迎ヘテ必要ガナイト言テ建議案ヲ否決シ、
今度ハ公然文部大臣モ總理大臣モ聲明シタルモノニ向シテ
建議案ヲ出スト云フコトハ如何ニモ唯ダ穴ニ逃入ラントス

ル態度ヨリ外ニ見ヤウガナノアル(拍手)私ハ以上數點

ニ就キマシテ、井上君ノ明確ナル答辯ヲ仰ギタ、殊ニ此三

四割ノ教育費ヲ節減シテソレデ教育ノ效果ヲ少クセシメ

ズニ出來ルト云フコトハ、ドノ邊カラデモ宜シウゴザイマスカ

ヲ、明確ニ御答辯ヲ願ヒタイト思フ拍手起ル

○副議長(柏谷義三君) 井上角五郎君

〔井上角五郎君登壇、拍手起ル〕

○井上角五郎君 只今ノ高田君ノ御質問ハ三四箇條ノ

ヤウニ心得マスカ、大略御尋ノ順序ニ依シテ御答致シマス

ガ、若シ少々聽取レナイ所ガゴザイマシテ、落子テ居タラ更

メテ御尋ヲ願ヒマス、第一ニ高田君ガ、市町村教育費ノ金

高ハ約一億八千萬圓ト思フガト言テ、樋口君ガ曩ニ井上

ハ數字ヲ知ラヌト謹責セラレタル言葉ヲ却テ御改メニナック

ハ、私ハ非常ニ満足ニ思ヒマス、即チ私ノ數字ガ高田君ニ

依テ間違テナカッタ、樋口君ガ私ヲ謹責シタノコソ、間違デ

アルト云フコトヲ證明セラレタコトハ、私ハ甚ダ仕合ト思ヒ

マス、(拍手)初其一億八千萬圓ノ内、俸給ニ當ルモノガ約

一億五百万圓アルゾ——其通デス、然ラバ、俸給ヲ減ラサナ

イデ四割減ラストシタナラバ、俸給以外ノ金ハ一切無クナル

ノデハナイカ、ドワスルノカ、私ガ唯ダ殘念ニ思フノハ、不辯ニ

シテ私ノ言フ所ガ、能ク御聽取リニナラナカッタノガ殘念ニ思

フノデス、私ハ學校ノ費用ヲ節約スルノ方法ハ、或ハ學校ノ

分合配置ヲ爲シテ、二校ヲ一校ニシ、三校ヲ二校ニスルト云

員ノ給料ハ減ラサウトハ思ハヌケレドモ、一人ノ校長ヲシテ

二校ヲ兼ネシムルコトモ出來得ルト思フ、(「ノウノウ」ト呼フ

者アリ)斯様ナ事ヲヤレバ必ズシモ整理ノ出來ナイ筈ハナイ

トス様ニ申上ダタノデアリマシテ、(「愚論ト呼フ者アリ)俸

給ノ御質問ニ對スル優待ノ意味ニ於ケル俸給コソ計上セ

ダタ以上ハ、強チ高田君ノ御質問ノ通りニ、然リト御返事

第二ニハ整理ノ方法デアル、整理スルコトガ出來ルカ、出來

ハシナイ、二部教授ノ如キハ午前ニ教ヘテ、午後ニ教ヘテ其

效力ノ甚ダ良クナイト云フコトハ認メラテ居ル、私ハ高田

君ニ之ヲ聽イテ始メテ知ルノデハアリマセヌ、先刻斯様ニ申
上ゲマシタ、二部教授ノ如キハ、吾ニハ贊成スルモノニ非ズ、
寧ロ廢メナケレバナラスト思ヒマス、全國ノ學校ニ於テ一教場ハ七十

人八十人迄ハ許シテアルニ、三十人四十人以下デヤシテ居

ル教場ガアルカラ、是ニ於テ複式ノ教授ヲ行タナラバ、效果

ガアルト思ヒマスト云フコトヲ申上ゲテ、二部教授ハ多ク贊

成スル所ニ非ズト申上ゲタ、其二部教授云タト仰シヤルノ

ハ複式ナルモノガ果シテ何カニアルモ、三十人四十人以下デヤシテ居

云フコトガ御判リニナラナイ結果デアラウト思フ、「低能デ

スナ貴方ハ」ト呼フ者アリ)ソレノミナラズ高田君ノ此問題ニ

就テ自ラ御質問中ニ、御自分ヲ御自分デ裏切テ居ラシヤル、斯様ナ事ヲ言テ居ラシヤル、山本内閣行政整理ノ結

果トシテ、地方教育費ガ一割減タノハ事實デアル、調査會

ヲ設ケナクトモ一割位ハ減ル——果シテ然ラバ、整理節約ノ途ガ無イト云フコトハ言ヘナイデヤナイカ、即チ一割モ減

ルデヤナイカ、唯ダ政府ガヤレト云フコトヲ命令シテ勸誘シ

タダケデスラモ一割減ルノデアルカラ、是ハ整理ヲ爲シテ、爲

ニ要スル規則法律ヤドノ改正モ爲シテ行タナラバ、必ズ二

割三割四割ノ節約ノ出來得ルコトハ容易ナル事デアルカ

ラ、吾ニハ調査機關ヲ要求シテ居ルノデアル、(「事實ヲ知ラ

ヌノダ」ト呼フ者アリ)其次ニハ斯様ナル事ヲ言ハレマシタ、

尚ホ不足ナラバ如何ニスルカ云々、高田君自ラ曰ク、吾ニハ

今日ノ現在ヲ救フノガ必要ナリト思フカラ、今年度ヨリ金

ヲ出セト云フノデアル、然ルニ調査機關ヲ置クト云フハ今

年カラヤラウト云フノデハナノデアルカ、是ガ御質問ノ第

三ノ點デアル、今年ハ財政ノ都合上多クノ金ヲ出シ得ナイ、

ニ是ハ便宜ニ出來得ルデアラウ、第二ニハ教員ノ節約デアル

ル、但シ教員ノ優待ト云フコトハ吾ニ永年ノ主張テアズ、教

員ノ給料ハ減ラサウトハ思ハヌケレドモ、一人ノ校長ヲシテ

二校ヲ兼ネシムルコトモ出來得ルト思フ、(「ノウノウ」ト呼フ

者アリ)斯様ナ事ヲヤレバ必ズシモ整理ノ出來ナイ筈ハナイ

トス様ニ申上ダタノデアリマシテ、(「愚論ト呼フ者アリ)俸

給ノ御質問ニ對スル優待ノ意味ニ於ケル俸給コソ計上セ

ダタ以上ハ、強チ高田君ノ御質問ノ通りニ、然リト御返事

第二ニハ整理ノ方法デアル、整理スルコトガ出來ルカ、出來

ハシナイ、二部教授ノ如キハ午前ニ教ヘテ、午後ニ教ヘテ其

效力ノ甚ダ良クナイト云フコトハ認メラテ居ル、私ハ高田

トノ御了解ヲ願ヒタ、是ダケモ御答致シテ置キマス(拍手)

○高田耘平君 議長

○副議長(柏谷義三君) 星島二郎君

○副議長(柏谷義三君) 議長——マダ質問ガアリマス

〔高田耘平君登壇〕

○高田耘平君 只今井上君ヨリ私ノ質問ニ對シテ御答

辯ガアリマシタガ、尙ホ了解致シ兼ネル點ガアルカラ、同ヒマ

ス、第一ハ三四割減ト云フコトヲ仰シヤルノハ、大シタ國民ニ疑惑ヲ起セ

民ニ疑惑ヲ起シタル、ソレハ井上君獨リナラバ、獨リノ頭ガ

惡イカラ算盤ガ違タノダト思ヘバ、宜シイガ、政友會ノ多數

ヲ代表シテ演説トシテ、爰ニ現在ノ市町村教育費ノ三四

割減ト云フコトヲ仰シヤルノハ、大シタ國民ニ疑惑ヲ起セ

ルノデアリマス(拍手起ル)一井上君トシテナラバ、舊クテ問

違タノダカラは仕方ガナイト私ハ觀念スル併ナカラ此壇

上ノ井上君ハ井上角五郎君デハナイ、政友會代表ノ意味

ノ井上君デアルカラ、此點ヲ今一應確メル必要ガアル(「ヒ

ヤ」井ノ角懲罰ダ」ト呼フ者アリ)一億八千万圓ト云フコトハ

大シタ過ガ無イ、是ハ御認ニナリテ、私モサウグ、其三四割モ

節約スルコトガ出來ルト飽迄言テ居ルガ、其三割ハ五千四

百萬圓デアル、一億八千万圓カラシテ五千四百万圓ヲ減

ズレバ、殘ル所二千六百万圓——一億二千六百万圓デア

ル、總額ガ假リニ三割減ジタスレバ、一億二千六百万圓デ、

其中現在ノ教員給ガ一億五百萬圓デアル、殘ル所ハ二千

万圓デアル、一千二百萬圓ノ少額ノ金ヲ以テ、市町村教育ノ國

民教育ノ效果ヲ減ゼシテ、實際教育ノ仕事ガ出來マスカ

ドウデスク(拍手起ル)御分リニナリマシタカ、今日ハ一億八

千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一億二千六百万圓デ、

其ノ減ズレバナラスト思フ(拍手起ル)御分リニナリマシタカ、今日ハ一億二千六

千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一千二百萬圓デアル、其二

千四百萬圓ノ僅カナ經費ヲ以テ、消耗品、授業費、設備費、

トシテモ五千四百萬圓デアル、一億八千万圓ノ總額ノ中ヨリ五千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一億二千六百万圓デ、

其ノ減ズレバナラスト思フ(拍手起ル)御分リニナリマシタカ、今日ハ一億二千六

千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一千二百萬圓デアル、其二

千四百萬圓ノ僅カナ經費ヲ以テ、消耗品、授業費、設備費、

トシテモ五千四百萬圓デアル、一億八千万圓ノ總額ノ中ヨリ五千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一億二千六百万圓デ、

其ノ減ズレバナラスト思フ(拍手起ル)御分リニナリマシタカ、今日ハ一億二千六

千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一千二百萬圓デアル、其二

千四百萬圓ノ僅カナ經費ヲ以テ、消耗品、授業費、設備費、

トシテモ五千四百萬圓デアル、一億八千万圓ノ總額ノ中ヨリ五千四百萬圓ヲ減ズレバ、殘ル所ハ一億二千六百万圓デ、

其ノ減ズレバナラスト思フ(拍手起ル)御分リニナリマシタカ、今日ハ一億二千六

○副議長(柏谷義三君) 高田君ニ發言ヲ許シマシタ
「議長退場ヲ命ズベシ」「議長廣岡君ニ退場ヲ命ス
ベシ」「馬鹿ヲ言フナ」「議長シカリヤレ」ト呼フ者ア
リ議場騒然

○副議長(柏谷義三君)

高田君ニ發言ヲ許シマシタ
「議長退場ヲ命ズベシ」「議長廣岡君ニ退場ヲ命ス
ベシ」「馬鹿ヲ言フナ」「議長シカリヤレ」ト呼フ者ア
リ議場騒然

○高田耘平君(續) 私ハ議長ノ許可ヲ得テ當然壇上ニ
在リマスルカラ、唯今ヨリ井上角五郎君ニ尋ヌル質問ヲ更
ニ繼續シタイト思ヒマス、「無用々々ト呼フ者アリ、議場騒
然」井上角五郎君ノ本員ノ質問ニ對スル答辯ハ、更ニ要領
ヲ得ナイノアリマス……

○副議長(柏谷義三君) 暫時休憩ヲ致シマス——休憩致
シマス

午後四時四十九分休憩

○副議長(柏谷義三君) 休憩ニ引續イテ會議ヲ開キマ
ス、休憩前ノ會議ニ於キマシテ、議場ノ光景ガ遂ニ休憩スル
ノ已ムナキニ至リマシタコトハ、甚ダ私ノ遺憾ト致ス所アリ

マス、茲ニ一言申述ベテ置キタイト思ヒマスノハ、先刻高田君
ノ御發言中ニ、議長ガ擅ニ休憩ヲ宣告シタト云フヤウニ
ナツテ居リマスガ、其時ニ於ア議長ハ、高田君ニ暫ク發言ヲ
御待ヲ願フヤウニ申シタ積リテアリマスガ、如何ニモ其時ハ
議場ガ混雜ヲ致シテ居リマシタ爲メニ、高田君ニ其事ガ聞
エナカタト思フノアリマス、右ノ次第アリマスカラ、此點
ハ諸君ノ御諒承ヲ乞ヒタイト思ヒマス、尙ホ廣岡君ヨリ議
事進行ニ就テ發言ヲ求メラレタノアリマスガ、其時ハ既ニ
高田君ニ發言ヲ許シタ時デアリマス、已ムヲ得ズ議長ハ廣
岡君ニ、高田君ノ發言後ニ於テ發言ヲ許スト云フコトヲ申
シマシタケレドモ、是亦議場ノ騒擾ノ爲メニ、廣岡君ニ此宣
言ガ徹底致サナカッタヤウニ考ヘラレマス、右ノ次第アリマ
スカラ、是ヨリ休憩前ニ引續キマシテ、高田君ニ發言ヲ許シ、
其後ニ於テ又廣岡君ノ發言ヲ許ス積リテアリマスカラ、ドウ
ゾ左様御承知ヲ願ヒマス、高田君(拍手起ル)

(高田耘平君登壇、拍手起ル)
○高田耘平君 先程私ノ井上角五郎君ニ對スル質問中
休憩ノ宣告ニナリマシテ、久シキ間立往生ヲ致シマシタヤウ
ナ譯デアリマス、併ナガラ是モ私が數年來教員ノ品位ノ向
上ト、市町村ノ政府ノ困難ヲ救フガ爲ニ——此困難ヲ救フ
ガ爲メニ、數年來唱道シタル問題ノ爲メニ此議場ニ於テ立
往生ノ姿ヲ呈シタコトハ、寧ロ私ノ光榮トスル所デゴザイマ
ス(拍手起リ「謹聽」ト呼フ者アリ)、併テ私ガ井上角五郎君
ニ質問致シマスル事ハ、至テ簡單な問題デゴザイマス、再度
伺ヒマシタケレドモ、頭腦明晰ト稱スル井上君ガ、如何ニモ

明答ヲ與ヘ兼ネルノヲ遺憾ト致シマス、ソレハ數字ノ問題デ
ゴザイマス、三四割ノ減ヲ爲ス見込デアル、斯ウ云フコトデス
ケレドモ、假リニ井上君ノ御説ノ通り、三四割ノ——最低限
度ノ三割ヲ取リマシタ所ガドウ云フ結果ニナリマスカ、全國
ノ市町村ノ教育費ノ總額ハ一億八千万圓アル、其三割
ハ五千四百万圓デサル、一億八千万圓ヨリ其五千四百万
圓ヲ減スレバ、殘ル所ガ一億二千六百万圓アル、而シテ井
上君ノ御説ハ、教員俸給ヲ減ゼサル見込グ、斯ウ云フコトカ
前提デアル、而シテ又實際ニ於テハ減スペキモノデナイ寧ロ
増加スベキ傾デナケレバナラスト云フコトヲ御承知ナケレバ
ナラス、又然ラバ一億二千六百万圓ヨリ假リニ現在ノ教員
俸給ノ一億五百万圓ヲ引ケバ、殘ル所ハ僅カ二千百万圓
デアル、此二千百万圓ノ僅カナ經費ヲ以テ、如何ニ物價低
下ニ傾ケル此際ト雖モ、一万二千ノ市町村而シテ五六万
ノ小學校・小學校ノ設備費、授業費、消耗費等ヲ、僅カ二
千百万圓ノ經費ヲ以テ、支辨シ得ルト井上君ハ信ズルヤ否
ヤト云フコトガ私ノ質問ノ第一點デアリテ、之ニ對シテ二回
御答辯ガアリマシタケレドモ、如何ニモ要領ニ觸テ居リマ
セヌノ、此點ヲ明確ニ御答辯アランコトヲ希望スルノデゴ
ザイマス、而シテ若シ又御答辯ノ餘地ガ無イトスレバ、私ハ
井上君ノ三四割減ズルト云フコトハ、間違ダモノ認メテ置
クト云フコトヲ茲ニ言明シテ置キマス(拍手起ル)

○井上角五郎君 議長……

(登壇々々ト聲起ル)

○井上角五郎君 登壇、拍手起ル

○廣岡宇一郎君 簡單ニ自席カラ……

(登壇々々ト呼フ者アリ)

○廣岡宇一郎君 私ハ議事ノ進行ニ關シテ議長ノ意見
ヲ伺ヒタイト思フ、只今高田耘平君ハ、第三回ノ質問ヲ爲
スベク發言ヲ要求シタルトキニ、議長ハ其先例ナキヲ以テ之
ヲ拒ミマシタ、而モ尙ホ之ヲ要求シテ聽カザルニ及ブヤ、議
長ハ院議ヲ以テ之ヲ決スベキ旨ヲ宣言致シマシタ、其後ニ
於テ憲政會ノ諸君其他一部ノ人ニ於テ、非常ニ之ニ反對
ヲ致シマシタ、此反對シタル善惡ハ私ハ申シマセヌ、併ナガラ
議長ハ一部ノ人ガ囂々囂々トシテ之ニ反對スルヤ、直チニ議
場ノ光景ハ、井上君ノ答辯ガ徹底セサル趣ガアル故ニト
ダ残念ニ思フノアリマス、唯今高田君ハ、井上君ハ三四割
ヲ節減スル見込デアルト言フタガ、果シテ三四割節減スルナ
ラ云々ト云フ言葉ヲ以テ、最初ニ御演説ヲ御始メニナリマ
シタガ、ドウカ私ガ最初ニ演説ヲシマシタ趣意ヲ、能ク一ツ
御了解ヲ願ヒタイトノデス、即チ山本内閣當時ニ於テモ……

(此時發言スル者多ク議場騒然能ク御聽ナサイ、當時ニ於
テモ一割ハ出來テ居リマス、又大正七年度ニ較ベマシテ、八
年度ハ三割增加シテ居リマス、八年度ニ較ベレバ、九年度ハ
六割增加シテ居リマス、即チ七年度ニ較ベマシテ、九年度ハ
約倍ノ入費ニナツテ居リマスカラ、物價ハ騰貴シタノガ下落
ニ傾イテ居ルシ、地方ハ賛澤ニナツテ居タモノガ今不景氣ヲ
感ジテ居ルシ、ソレニ又行政整理ヲヤダナラバ、三割位ノ節
約ハ出來ルカモ知レヌ、私ハ三割ト確言シタノアリマセヌ、
又整理ノ手段ハ斯様々々ノモノアリ得ルト思フ、斯ウ申
上ダタノデアル、此點ハ能ク御了解ニナシテ、私ハ決シテ何割

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ
故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

○副議長(柏谷義三君) 只今廣岡君ヨリ議長ニ對シテ議
事ノ進行ニ關シ、重大ナル關係ヲ有スルモノト信ズルガ

故ニ、敢テ茲ニ一言シテ議長ノ釋明ヲ求メマス

マシタカ故ニ重ネテ第三回ノ質問ヲ詩シマシタ詩アガリス(「議長々々」ト呼フ者アリ)一決シテ一部ニ彼此ノ騒擾ガアリシト云フ爲メニ、之ヲ許シタ譯アナイコトダケハドウゾ御了承フ頃ビテ置キマス(白手)

○佐々木安五郎君 議事ノ進行ニ就テ意見ガアリマス
○副議長(柏谷義三君) 佐々木安五郎君

〔佐々木安五郎君登壇、拍手起立〕

○佐々木安五郎君 総議院ノ議員が壇上ニ立テ發言中、議長ガ發言中ノ議員ヲ置去リニシテ直子ニ休憩ヲ宣告

シタト云フコトハ、衆議院開會以來前代未聞ノ椿事ト謂ハ

ザルヲ得ヌノデアル、（先例ガアリマス）ト呼フ者アリ併テ
バラミヘ、義長、翠用三郎ツ、唯々義長、言フタト思フ玄

レドモ間エナカット言ハレルカラ、先ヅ餘リ御慣レニナラヌ議
がテ只今ノ讀長ノ釋明ニ依テ略解シテ

長ヲ御責メスルト云フ譯ニ行カヌカラ、無理ニハ責メマセヌ、

併シ此席ニ於テ第三回ノ質問應答ヲ許シタト語ハレマス今
トモ一四日、書未ゲ刃ノミ泡アリテ判ラニバ、ソレヲ問取

スノハ當前デアル、其第一回ノ延長ニ過ギナイ、三回ト云フ

コトハ決シテ無イノデアル、ダカラ是ハ若シ一回デ終ラヌケレ

二回問ウテ兒ル、回數デハナイ、意味ノ句切りが付クト付
二回数ゲ付、二アン、シングルマ、ト問反^クコトウ

が又ト二回變か付久ハカ万ルシレガ半シテハ未間過不ニトナ
出來ヌト云フタナラバ、質問ノ意義ハ何所ニ在ル、ソレカラ此

際ニ於テ廣岡君ガ、此壇上ニ於テ衆議院ノ万事ハ採決ズ

決スル外ナイト言フ、(「其通り」ト呼フ者アリ)達ヒマス、憲法
アリ、議院法アリ、法ノ先例アリ、必シモ採決ニ

アリ 読院法アリ 読事法アリ 法ノ先例アリ 必三手接続アリ

ナイ、規則ヲ無視シテ何デモ採決ヲ以テ、規則デモ憲法デモ

蹂躪スルト云フコトが出來ルモノデハナリ、斯様ナ暴論ヲ唱
ヘテ而ノニ義長ノ曾祖マル者アルト云フコトハ、怪シカラ

又話デアル、是ハ議長ガ政黨ニ籍ヲ置カレル悲サデアルカラ

議長ハ宣シク此際議事ノ進行ヲ神聖ニスル爲メニ、先ツ黨

籍ヲ脱シタナラバ如何デアルカト云フコトヲ申シテ置キマス

リ拍手起ル

○副議長(柏谷義三君)　只今ノ佐々木君ノ御言葉ニ對

シマシテハ、此席ニ於テ往答辯ヲ致ス必要ハナイト存ジマス
「ウリノ下乎フ者アリ伯手起ル」

○佐々木安五郎君 御實行ヲ請フ

「議事ヲ進行スベシ」と呼フ者アリ拍手起ル

星島一郎君登壇

案ハ、或ル意味ニ於テ政府案ト心得テモ宜シカラウト思フ

ノデアリマス、（「ヒヤー」「ソラ違フ」「ト呼フ者アリ）苟モ政府

記録第二十號 市町村教育費ノ整理ニ關スル建議案
ハ政黨政治ニ於キマシテ、既ニ與黨ノ案デアル以上ハ明確ナル數字其他ヲ以テ、答辯ヲ得ナケレバナラヌト思フノデアリマス、私ノ問ハントスル大部分ニ於キマシテハ、既ニ三種口、高田兩君ヨリ問ハレマシタケレドモ、未ダ私ノ満足スル答辯ヲ得マセヌ、故ニ質疑ガ甚ダ長クナリ、討論ニ移ルカノ如キ觀ヲ呈シマシタケレドモ、如何ニ此問題ガ天下ノ輿論アリ、而シテ殊ニ地方民ガ如何ニ此教育費ノ問題ニ就テ熱心デアルカ、而シテ之ニ對スル此發案ノ杜撰ニアリ、而シテ誠意ガ無イカト云フコトヲ、此議場ノ光景ガ證明シテ居ルト思フノデアリマス、多クノ地方民ハ官報ニ依テ此光景ヲ見テ、誠意ノ無イト云フコトヲ認メ得ルト思フノデアリマス、私ハ第一ニ質問要項トシテ御尋シタイノハ「自身誠意ガアルカ」「アル」「ト呼フ者アリ」調査ト云フコトニナシテ居ル、此調査機關ハ、如何ナル意味ヲ有スル所ノ調査機關デアルカ、ドウ云フ人ヲ以テ組織セラル、調査機關デアルカ、立憲政治ノ根本ハ自治政治デアリマス、市町村費ノ教育費ト云モノハ、市町村ノ自治ニ依リ爲サル、モノデアリマス、此市町村教育費ニ對シマシテ、若シ政府官僚ノ調査機關ニ依リマシテ、徒ラニ學校ヲ合併シ、徒ラニ權力ヲ以テ之ヲ合併シ案ノ提出者ハ老先輩井上君デアル、而シテ之ニ賛成セラル神ヲ侵害スルモノト本員ハ恩ブノデアリマス、(拍手)此點ニ就キマシテ、柏谷副議長議長席ヲ退キ、奥議長復席提案者ノ明快ナル御答辯アランコトヲ望ムノデアリマス、而モ本案ノ提出者ハ老先輩井上君デアル、而シテ之ニ賛成セラル中ニハ、文部省勅任參事官吉植君モ居ラル、ノデアリマス、第二一番目ニ先刻度ニ質疑ガアリマシタケレドモ、本員ハ再び明快ノ御答ヲ得タイ爲メニ御尋スルノデアリマスガ「左様デアリマスカ」ト呼フ者アリ、若シ整理ノ必要——整理シ得ルモノトシマスレバ、如何程整理シ得ルノデアルカ、ソレカラ建議案ノ文章ニ、若シ必要アル場合ハ相當ノ額ヲ支辨スルトアリマスルガ、此相當ト云フ額ハ、大凡幾ラノ意味ヲ以テ提案サレタノデアルカ、苟モ政府與黨ノ提案デアル以上、少クトモ現在ノ文部省當局、而シテ内務當局者ハ、平素ヨリ相当ノ教育費ニ關スル、或ハ地方費ニ關シテハ、研究調査サレタル等デアリマス、若シ政友會諸君ガ之ヲ信ジナイナラバ、先刻モ高田君モ言ハレタ如ク、現在ノ文部省、並ニ内務當局ノ調査ヲ、不審ナリト認メラル、ノデアルカドウデアルカ、ケレバナラナイ、單リ現在ニ於キマシテハ高等——殊ニ大學教育ハ「ブルジョア」ノ階級デナケレバ、受ケラレヌ結果ニナッテ

居ルノデアリマス、(拍手)而モ義務教育——全體ニ徒ラニ
義務教育ヲ強ヒナガラ、之ニ十分ナル所ノ設備ヲ與ヘズ、之
ニ十分ナル所ノ費用ヲ與ヘズ而シテ其苦シイ義務教育ヲ
了ヘテ居ル所ノ人間サヘ、選舉權ヲ與ヘナイト云フヤウナ多
數ノ與黨アリマスカラ、私ハ今内容ヲ——其實際ヲ申上ダマ
シテ、諸君ニ訴ヘテ見タイト思フノデアリマス、即チ此度ノ議
會程 請願ノ數ニ於キマシテ如何ニ澤山ノ請願ノ數ガアッタ
カ、而シテ其大部分ハ、此教育費ニ關スル請願デアリマシテ、
而モ最モ私共ガ痛切ニ感ジマスルノハ、今迄ノ所謂國庫支
辨ニ關スル請願ハ多クハ市町村長ニアツタ、小學校ノ教
員——此度ハ小學校ノ教員自ラ自分ノ貲フ傳給ニ對シ、是
レ以上市町村ニ強フルコトハ氣ノ毒ダカラ、自分デ自分ノ
事ヲ言フノハ甚ダ苦シイケレドモ、是非共此際國庫ノ支辨
ヲシテ吳レ、殖シテ吳レト、斯ウ云フコトヲ申シテ來テ居ルノ
デアリマシテ、全國ノ小學校教員ガ、自ラ貢フ傳給ヲ自ラ請
願シテ來テ居ルト云フ狀態ハ、如何ニ此教育費ニ關シテ、既
ニ節約以上私ハ寧ロ悲慘ナル現狀ヲ呈シテ居ルト思フノデ
アリマス、(拍手起ル)二部教授ハ非ナリ、教育心理、兒童心
理ヲ諸君ガ御承知デアルナラバ、現在ノ如ク五十人六十人
或ハモット多數ノ生徒ヲ一堂ニ集メテ、一人ノ教員ガ教育
ヲスルト云ラコトハ、最モ教育ノ精神ニ反シタルモノアリマ
シテ、理想カラ申シマスレバ、モットドン——教員ヲ殖シ、モット
ドン——學校ヲ殖シモットドシ——教室ヲ殖シ、少クトモ一教
室二十人位ニシナケレバナラヌト思フノデアリマス、是レ以
上整理ノ必理ハ無イ、殆ド探しシテモ認メルコトハ出來ナイノ
デアリマス、私ハ斯ウ云フ意味合ニ就キマシテ、現在既ニ整
理ノ餘地ハナニ拘ラズ強テ之ヲセントスル趣意ハ邢邊ニ
在ルヤ、而シテ最後ニ明カニ御尋シタインハ國民黨ヨリモ
一ノ建議案ヲ出シテ居リマス、最早今日ノ地方ノ狀況ヲ見
マスレバ、教育費ノ負擔ノ爲メニ、地方ノ自治其他產業等
色ニナル意味ニ於キマシテ、教育費ノ爲メニ喰ハレ、其發達
ヲ阻害シテ居ルノデアリマス、(ヒヤー)最早緊急少クト
モ今年度ヨリ増加ヲスルカ、或ハ總テノ教員ノ俸給ヲ國庫
ヨリ支辨スルカ假令債券ヲ起シテ——國債ヲ起シテモ、軍
艦一隻造ル代リニ、此教育費ヲ出サナケレバナラヌノデアリ
マス、蠶絲ヲ救濟スルヨリモ、米穀ノ調査ヲスルヨリモ、ソレ
以前ニ最モ大切ナルハ、第一ノ國民ヲ造ル此教育デアリマ
ス、(ヒヤー)拍手然ラバ此案ノ内容ニ若シ調査シテヤル
ナラバ、何年度ヨリ大正十年度カ、十一年度カ、何年ヨリヤ
ラレントスル希望デアルカ、其點ヲ明カニ御答辯アリタ
恩フノデアリマス、(拍手起ル)明快ニ明快ニト呼フ者アリ
〇議長(奥繁三郎君) 井上角五郎君

木下謙次郎君
三浦權兵衛君
宮崎友太郎君
島本信二君

木下十四三君
水野吉太郎君
宮崎三之助君
白井博之君

木下甚三郎君
宮崎一郎君
廣瀬爲久君
清水市太郎君

野溝傳一郎君
佐々木安五郎君
小橋藻三衛君

山本厚三君
松本君平君

〔賛成者起立〕
○議長(與繁三郎君) 起立者多數、仍テ動議ノ如ク決シ
イシタ——散會

木下謙次郎君
三浦權兵衛君
宮崎友太郎君
島本信二君

木下甚三郎君
宮崎三之助君
白井博之君
廣瀬爲久君
清水市太郎君

〔賛成者起立〕
○議長(與繁三郎君) 起立者多數、仍テ動議ノ如ク決シ
イシタ——散會

木下十四三君
水野吉太郎君
宮崎三之助君
白井博之君

木下甚三郎君
宮崎三之助君
白井博之君

〔賛成者起立〕
○議長(與繁三郎君) 起立者多數、仍テ動議ノ如ク決シ
イシタ——散會

木下甚三郎君
宮崎三之助君
白井博之君